

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄の集落における空間の共有性及び環境保全規範の変遷と再構築

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 清水肇 公開日: 2010-03-02 キーワード (Ja): 集落, 共同体, 規範, 沖縄, 環境保全規範, 共有性 キーワード (En): village, community, norms, Okinawa 作成者: 清水, 肇, Shimizu, Hajime メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/16030">http://hdl.handle.net/20.500.12000/16030</a>

## 第1章 研究の目的と方法

### 1. 研究の目的

#### (1) 研究の目的

本研究報告は、「沖縄の集落における空間の共有性及び環境保全規範の変遷と再構築」に関する一連の研究として平成10年度、平成11年度に取り組んだ調査研究をまとめたものである。

研究の出発点となる問題意識は、地域空間を地域の住み手の手にいかに取り戻すことができるのか、というまちづくり論の基本的課題から生まれている。この大きなテーマに関わる様々な研究の中で特に沖縄の集落に関わる課題を設定して取り組んだものが本報告書の内容である。

研究の大きな目的は、下記のとおりである。

- ①沖縄の集落の沖縄戦以前の時点までの共有性と環境保全規範の概要を明らかにする。
- ②共有性と環境保全規範が、その後の復興過程および復帰後の急速な近代化のもとで変容した過程を明らかにする。
- ③集落空間の共有性と環境保全規範を継承、再構築する方策について地域計画論的考察を加える。

#### (2) 空間の共有性と環境保全規範

共有という概念は、建築計画学や地域計画研究の中でしばしば論じられてきた。ただし、概念として必ずしも統一的に理解されているとは言えないため、慎重な扱いが求められる。

集合住宅や住宅地計画の研究では、集団の領有意識の対象となる空間を「共有領域」として、住戸回り、通路、共用庭等を扱っている<sup>(1)</sup>。これは、所有関係ではなく居住者集団による意識上の領有に注目するものである。

また、農村計画学では「共同空間」が取り上げられる<sup>(2)</sup>。集落生活の共同性が投影された空間を指す概念である。共同所有、共同利用、共同管理の対象となる道、水空間、広場、祭祀空間などがその中に位置づけられる。また、都市部の「共同空間」を扱った研究も上記の「共有領域」研究から展開したものとして取り組まれている<sup>(3)</sup>。

このような課題が取り上げられる背景には、地域空間の公私の二分化の進行がある。近代法制のもとで農村集落の土地所有は公有と私有に整理され、共同利用、共同管理の対象も縮小した。一方、新

(1)小林秀樹『集住のなわばり学』（彰国社、1992年）を含む小林秀樹氏の一連の研究がある。他にも「領域形成」を扱った研究は多い。

(2)（社）日本建築学会『図説 集落』（都市文化社、1989年）において農村計画学で取り上げられる「共同空間」が俯瞰されている。

(3)共同空間研究委員会『居住環境における新しい共同空間』（(財)日本住宅総合センター、1993年）

たに生み出された都市空間は公と私の領域が開発時から分かれている。この状況に対置して、公私の中間的な領域の再評価、再獲得の重要性が説かれてきたのである。

このように、共有領域、共有空間、共同空間という概念が各々の分野において一定の蓄積を伴って扱われているが、各々の概念の扱いには注意すべき点が多い。

とくに、「共有」の概念は、一面では土地の共同所有や建物の区分所有の場合に典型的にあらわれるように法的な厳密性をもって扱われる必然性を有している。ところが、同様の対象である共同住宅の共有領域に関わる研究においては「領域の共有」は所有関係を指しておらず、意識上の共有を意味する研究が多い。

また、「共同空間」の概念は、所有、利用、管理の各側面を包含するものである。本研究で扱う課題とも共通する総合性を持った概念である。ただし、「共同」の語を含む場合、社会集団における共同性や共同的行為、具体的に言えば、農村共同体における水路の共同管理のような、具体的行為や仕組みを伴うものを想起させる。

本研究では、所有、利用、管理の各側面を含みつつ、さらには「大切な場所と思う」といった意識上の共有までを含む概念を設定するため、これらを包括して地域空間の「共有性」としてとらえることを提起する。

共有性とは空間と人（社会集団）の絆である。これを具体的にとらえるには、共有性の対象としての地域空間の構成、および、共有性の主体としての地域の社会集団の特性を明らかにすることが前提となる。その上で、空間と人・社会集団の絆（＝共有性）を把握するという手順を踏まなければならない。

共有性の把握のために従来よく用いられてきた方法は、所有、利用、管理、さらには意識の各側面から整理することである。この場合の意識とは特に空間に関わる行為を規定するものであり、特定の空間の尊重のされ方などが重要になる。そこで、一定の社会集団に共通の価値判断の基準をあらわす概念である「規範」として意識をとらえることし、権利（所有等の法・社会制度上の権利関係）、行為（利用、管理）、規範の三つの側面を柱に共有性の成り立ちをみていく。

さらに本研究では、空間の共有性に対して環境保全規範を規定する側面に特に注目する。規範とは、判断や行為がのっとるべき基準を意味する概念であり、環境保全規範とは、「この緑地は荒廃させてはならない」「この水辺の環境は悪化させてはならない」等、環境を維持、改善することに関わって判断や行為の基準となるものを指す。

本研究の仮説を単純化して表現すれば、地域空間の共有性が強まれば環境保全規範が強まる、ということである。これを歴史的に説明し現代の地域計画の課題として位置づけようすれば、下記の具体的な研究課題を設定することとなる。

- ①近代化以前における地域空間の共有性と環境保全規範がいかに存在したかを確認すること。
- ②近代化以降現在までの間にそれがどのように変容をとげたのかを明らかにすること。

③現在の局面において、それをどのように再構築すべきかを検討すること。

なお、本研究を展開する上で、地域計画の直接の目的である空間像の実現と「まちづくり」の目的としての生活像の関係の整理を論理的ベースとしている<sup>(4)</sup>。すなわち、地域空間像と地域生活像、地域社会像を連携して描くことを大課題として設定しており、その本研究はその一環である。図1-1に、その枠組みを示す。

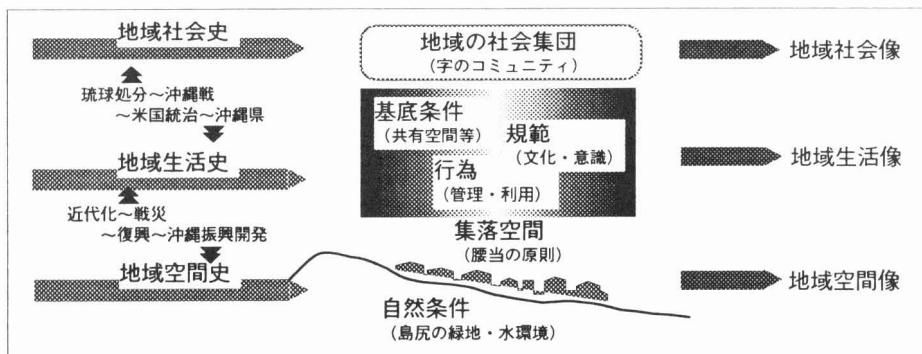


図1-1 地域像を描く枠組みと共有性、規範

### (3) 沖縄の集落と共有性、環境保全規範

沖縄の集落は、地域計画学、建築学の分野において、特に1970年代以降多くの調査研究が取り組まれてきた。特に農村計画学の研究者は沖縄本島北部における「山原型」（やんばるがた）の集落をはじめ、一定の自然条件のもとで成立した集落、とりわけ原形的形態を濃厚に残す事例が数多く取り上げられている<sup>(5)</sup>

これらの膨大な研究蓄積に対して本研究のアプローチの特徴は以下のとおりである。

①集落研究においては、より原形性、典型性を有する事例が注目される傾向が強い。一方で、沖縄本島中部南部地域には沖縄戦で一旦灰燼に帰した地域が広がっており、さらには戦後の軍事基地建設、無秩序な都市化により集落群は急速な変貌をとげた。そのため、集落空間の構成を分析した例が少ない。しかし、第2章以降で記述するように、本島中南部地域には島尻型とも呼ぶべきユニークな形態の集落が存在しており、都市化の中での環境保全という課題に即して考えた場合非常に重要な事例が

(4)清水肇、「生活像とまちづくり」、「まちづくりの科学」（鹿島出版社、1999年）

(5)このような既往研究は数多いため、ここでは（社）日本建築学会『図説 集落』（都市文化社、1989年）に多くの事例と関連研究論文が掲載されていることを紹介するにとどめる。同様に集落地理学、民俗地理学、民族学、文化人類学には、仲松弥秀『神と村』（梶社、1990年、初刊版は1968年）をはじめ多くの研究の蓄積がある。

多い。これらを研究対象として選定したことが本研究の一つの特徴である。

②地域空間の共有性や環境保全規範を集落を対象として考察を進めていけば、地域社会の変容動向に関心を払う必要がある。既存の地域社会の弱体化や解体といった現象が予想されるところであるが、本研究では、今後想定される局面を把握するため、都市化の進行により集落が市街地に飲み込まれた地域までを研究対象に加えた。この対象は、既存の地域社会組織と新しい市民活動の相互関係を考える上で適切なものとして選定したものである。

## 2. 研究の方法

研究の方法は以下の通りである。

各章において、総論的論理的整理を前半で行い、続いて資料検討と現地の実態調査をもとに各論を展開している。

①沖縄の集落の空間構成と共同体、環境保全規範について、原形論としてまとめる。

- ・沖縄の集落空間を3類型することにより空間構成の特質を整理する。
- ・特に島尻地域の石灰岩台地型集落について、その特質と空間構成を整理する。
- ・共同体の特質をふまえて、村内法の記録から近代化以前の環境保全規範の特徴をとらえる。

②共有性と環境保全規範の変遷と現状についてまとめる。

- ・事例調査により字有地を中心に共同所有空間の実態を整理する。
- ・事例調査により祭祀・行事と空間構成の関係について整理する。
- ・腰当森を中心に空間変容の概要を整理する。
- ・集落の戦中戦後史の中での集落共同体と空間共有性の変容について分析する。

③上記の成果をもととし、事例検討も加えて共有性と環境保全規範の再構築の展望を考察する。

- ・空間共有性と環境保全規範再構築の論理的枠組みを整理する。
- ・事例調査をもとに都市化した地域における再構築の展望をまとめる。

## 第2章 共有性と環境保全規範からみた沖縄の集落の原形

### 1. はじめに

本章では、概ね沖縄戦以前の時点までの沖縄の集落の空間構成と共同体の特質について、資料検討と地域空間分析をもとに整理し、第3章以降の変容論と再構築論を展開する基点とする。

まず、沖縄の集落空間構成を概観し3類型としてとらえた中で島尻地域の石灰岩台地型集落の性格の位置付けを得る。続いて、特に島尻地域の集落の空間構成を地形図や地域史関連の資料検討から分析を加え、基本的な空間構成のモデルを得る。

続いて、集落の社会的側面、すなわち、集落共同体の基本的特質を検討し、特に村内法関係の資料から環境保全規範について考察を加える。

### 2. 沖縄の集落の空間構成の概要

#### (1) 沖縄の集落空間構成の3類型

第3章以降においては、主として沖縄本島南部の集落を対象として考察を行う。これは、戦中戦後の混乱を経た上で本土復帰後の都市化という条件下での課題を考察するため、あえて変容の激しい地域を選定したためである<sup>(1)</sup>。

そこで、本節では対象とした本島南部（島尻地域）の集落の位置付けを明確にする趣旨で、既存研究をもとに沖縄の集落の空間構成を概観する<sup>(2)</sup>。

琉球列島の島々は、地理学的に高島型と低島型に区分することができる。

高島型とは、沖縄本島北部のように山地丘陵が発達する島で、慶良間諸島、久米島の一部、石垣島の一部、西表島、与那国島などがその型の島となる。

低島型とは、沖縄本島の中南部や伊江島、宮古島、多良間島などの島々で、石灰岩よりなる比較的低平な地形となる。

高島型の典型的な集落形態として山原型、低島型については沖縄本島南部や宮古島のような一定の広がりを持った台地上で発達した石灰岩台地型と小規模な隆起珊瑚礁の小島で発達した珊瑚礁島嶼型、以上の3類型の区分により沖縄の集落の典型的空間構成をとらえることができる。

(1)そのため、本研究で当初の大題目とした「沖縄の集落における」に対して検討対象を限定することとなり、より幅広い事例研究の展開が課題として残った。

(2)この項の記述は、以下の研究報告書をもとに、本稿の趣旨にそって加筆修正した。沖縄グラウンドワーク研究会「地域に根ざした参加型環境保全・改善システムの研究（NIRA総合研究開発機構研究報告書）」（（株）沖縄総合研究所、1997年）。本報告書の当該部分は崎山正美氏によるもの。

## ①山原型

古生代に隆起した急峻な山地地形のもとで河川が発達し、河口部の平地において発達した集落と農地、山地側の御嶽を含めた樹林、海側には防風林、礁湖（イノー）までが環境上の一まとまりの単位となる。

## ②石灰岩台地型

新生代に形成された石灰岩が地表を覆い、おおむね平坦であるが断層崖や小丘の微地形が発達している。平坦な地形の上で早くから開発が進んだため、緑地は石灰岩堤などの丘陵に帯状、あるいは点状に残存する状態になっている。また、琉球石灰岩の層は透水性が高いため河川が発達せず雨水が浸透して地下水脈をなす。湧水や掘込式の井戸が利用可能であることが集落立地の重要な条件となる。御嶽のある丘陵緑地と集落と水空間、農地が一つの単位となって字域の空間が構成される。

## ③珊瑚礁島嶼型

面積が小さく平坦な島に少数の集落が発達したものである。小規模な珊瑚礁が隆起したもので地形

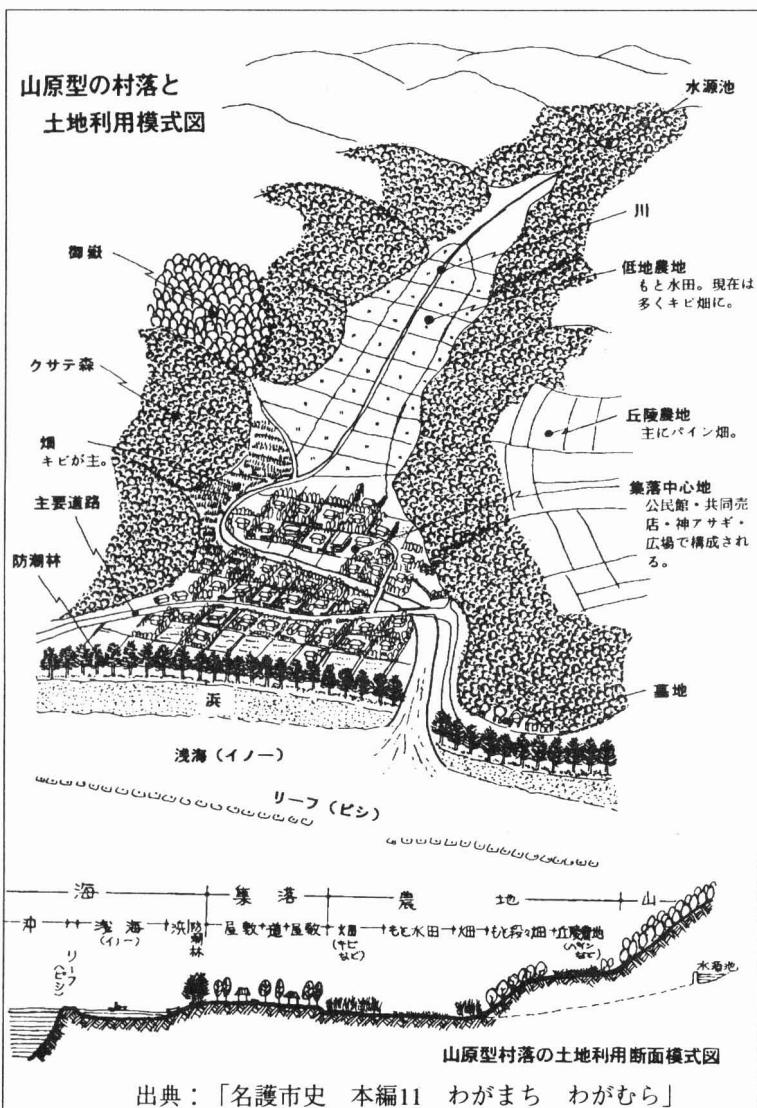


図2-1 山原型集落の空間構成

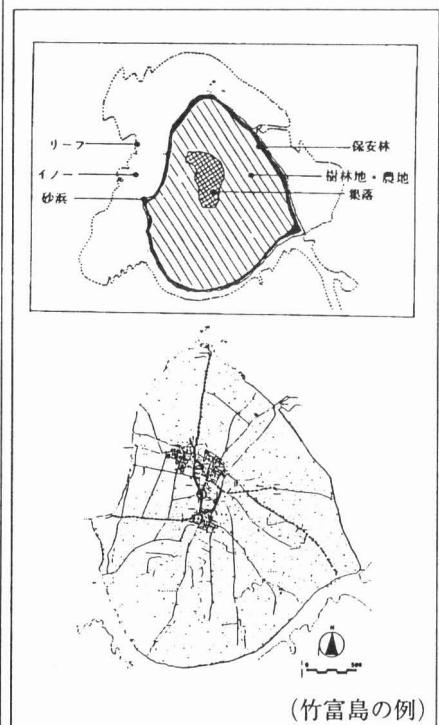
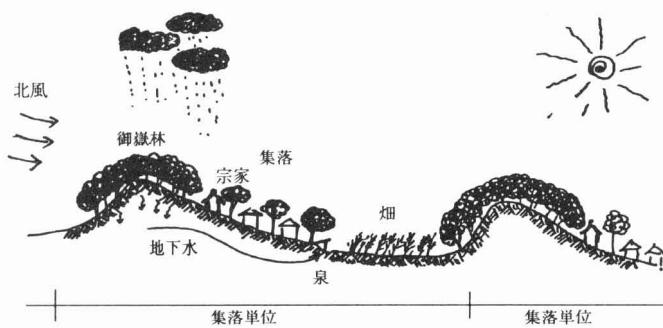


図2-2 珊瑚礁島嶼型集落の空間構成



(注1の文献の図より)

図2-2 珊瑚礁島嶼型集落の空間構成（断面）



(注1の文献の図より)

図2-3 石灰岩台地型集落の空間構成

は非常に単純である。小規模な丘陵緑地や地下水に関わる条件等、集落と周囲の空間構成は石灰岩台地型と共に通するものが多いが、それが極めて限定された空間の中で成立している。人間によって改変された自然条件の中でも海岸防風林、御嶽、屋敷林、耕地防風林などが維持されており、周囲の珊瑚礁から中央部の集落までが一まとまりの構成をなす。

## （2）石灰岩台地型集落の特質

これらの3類型各々について、集落の環境保全に関わる課題がある。

山原型においては、豊富な固有種の存在に象徴される背後の山地の自然環境の保全、森林伐採、農地造成、赤土の流出、海域の自然破壊が複合化した問題への対処が重要な課題となっている。1970年代の名護市等の地域計画では、水系を単位として地域環境構成と集落共同体との関係を強調したプランが提起された。現時点（2000年）では、軍事基地の移設問題と「北部地域振興」の動向が焦点となっており、今後の変容に注意を払いつつ環境保全の方向性を検討することが求められる。

珊瑚礁島嶼型においては、限定された空間における水や廃棄物、緑地、生物層、そして、集落における生活文化といった諸要素の相互関係をみることができる。例えば、町並み保存で知られる竹富島では集落や家屋の保存だけでなく、珊瑚礁のリーフまでも含めた自然環境の骨格、そして、祭りの道筋等の空間的意味までもが集落環境保存の課題として取り上げられている。

それに比較して石灰岩台地型には下記の特徴がある。

①沖縄本島中南部は、沖縄戦での壊滅、戦後の軍事基地建設や都市化による土地利用の混乱、復帰後の急激な市街地形成、という戦中戦後史がきざまれた地域である。宮古島においても、平坦な地形条件のもとで自然条件改変が容易であるため集落や地形の変容が著しい。そのため、“集落空間の原点”を探求するような集落調査の対象としては評価が難しい研究対象と考えられており、集落空間に関する研究蓄積が比較的手薄である。しかし、急激な変容を経てきたという条件は、むしろ、現代における計画論上の諸課題を考える上では示唆に富む対象と考えられる。

②珊瑚礁島嶼型とも共通する特徴だが、自然環境としては必ずしも豊かとは言えない条件のもとで成立している。山原の集落の御嶽の背後に深淵な樹林が広がる景観に比べれば、石灰岩台地型の集落は限定された小世界である。聖域とされる緑地に踏み入れば程もなく背後の集落と耕地が見渡される。これを裏返して見れば、限られた緑地を御嶽として尊重し、地表水に乏しい地域で湧水を水辺空間として整備してきた、という地域社会と自然環境との微妙な対話を見出すことができる。

このように、本来的に繊細な性格を有してきた集落空間が戦中戦後史の激流に飲みこまれてきたという経緯が石灰岩台地型集落を理解する上で重要な背景である。

なお、調査研究の対象は主に南風原町、糸満市、ならびに那覇市域から選定した。石灰岩台地型集落の典型的なものが分布する地域である。特に糸満市南部は琉球石灰岩地帯の典型とされる地域であり、石灰岩堤の丘陵が帶状に発達している。一方、南風原町域のように石灰岩層が溶解し基層の島尻層が露出した地域では、傾斜がさらにゆるやかな小丘陵が連続し石灰岩堤や洞窟がほとんど見られない。厳密には石灰岩台地の名称が馴染まないとも言えるが、散在する小丘陵と集落の空間構成は共通しているため、石灰岩台地型集落の立地する地域とみなす。

### 3. 島尻地域の集落の空間構成

#### (1) 分析の方法

石灰岩台地型集落の空間構成を分析するため、集落ごとの空間構成の原形が把握できる資料を検討した。

取り上げた資料の一つは、一定の網羅性があり比較検討が容易な地形図（1949年、1/4800、GHQ作成）である。この地形図は沖縄戦直後の状況が比較的大縮尺での情報として読みとれるものとして有力なものである。地形図としては大正期の地形図も参考にしたが縮尺が1/50000であり、集落空間構成の詳細までは読みとれない。

さらに、小地名や具体的な土地利用に関わる情報を得るために、戦前の地域の姿を聞き取りにより図化した「60年前の南風原」（南風原町教育委員会、1994年）を用いて集落空間の詳細を比較検討した<sup>(3)</sup>。

(3)特に、近年、浦添市の「小湾字誌：沖縄戦・米占領下で失われた集落の復元」法政大学沖縄文化研究所小湾字誌調査委員会著-浦添市小湾字誌編集委員会（1995）における戦前の集落空間の復元、「糸満市史戦災編」（1999年）の聞き取り調査記録における集落空間の復元的表現など、戦前の集落空間に関する有力な成果も増

取り上げる区域は那覇市に隣接する都市圏から農村部までまたがるよう、南風原町と糸満市とした。集落は大別して「本部落」等と呼ばれる隗村型の集落と「屋取集落」等と呼ばれる近世から明治期にかけて開拓された散在あるいは不規則型の集落に分かれる。今回の検討は一定の典型性を有するものを見出すため、地誌関連資料で明らかに屋取集落とされているもの<sup>(4)</sup>はのぞくこととした。

その結果、南風原町の12字のうち、屋取（士族開拓村）集落とされるものを除いた10集落、糸満市の31集落のうち、屋取集落、米軍土地接収のため原形が資料で確認できなかった集落、および他に比べて大規模で要素が複雑な字糸満を除いた28集落を取り上げて比較検討の対象とした。

南風原町の検討対象集落名は、南風原町の与那覇、宮城、宮平、兼城、本部、喜屋武、照屋、山川、神里、津嘉山の10集落。他の新川、大名の2集落は屋取と見なした。

糸満市の検討対象集落名は、武富、北波平、阿波根、賀数、座波、潮平、兼城、照屋、大里、國吉、新垣、真栄平、真栄里、真壁、宇江城、名城、小波蔵、伊敷、糸洲、南波平、福地、伊原、米須、大度、摩文仁、喜屋武、東里、山城の計28集落。屋取とみなした豊原、戦後の土地接収により1949年地形図上で存在が確認できない与座、戦前から市街化が進行しており集落空間として比較しにくい糸満、の3集落をのぞいた。

## （2）樹林地と集落の位置関係

図2-3で先に示したような空間構成が実際にどの程度一般的なのか。これを確認するため、まず、1949年地形図により、樹林地である丘陵と集落の位置関係を確認した。集落の北側の腰当森（くさいむい）と推定できる丘陵緑地が見られるかどうかに注目する。

南風原町の集落の場合は、検討対象の10集落全てが北側に丘陵があり、南側に隣接して集落があるという位置関係を確認できる。一部は丘陵が北東にあるもの（喜屋武）もあるが、基本的構成は共通している。

糸満市の集落の場合は、検討対象の28集落のうち、26集落で北側に丘陵があり南側に集落が展開するという形態を確認できた。大里と山城の2集落は、平坦な地形の上にあって例外となっている。

糸満市のように丘陵と集落の位置関係の典型性が見いだせる場合、これがどのような形で分布して地域に広がるのかを確認するため、地形図上の樹林地と市街地（集落を含む）をトレースし、さらに断面図を作成したものが図2-4である。

糸満市域の多くが石灰岩台地上にあり（一部に島尻層が露出する盆地がある）、北北西から南南東へ向けて石灰岩堤が帶状に走っている。この石灰岩堤が樹林として残っている場合が多く、ほぼ5本の帶状の緑地があることが確認できる。この石灰岩堤の南側に集落が発達しているため、断面図に示

---

えてきている。字誌や民俗学関連の研究資料、フィールド記録等の比較検討が次の課題となる。

(4) 「屋取」（ヤドリ、ヤードゥイ）とは、本部落の字域内に“やどる”ようにして既存宅地群とは離れて形成された開拓集落である。したがって、通常は字域として独立していないが、中には集落として一定の発達を経て字域が独立した例もある。ここでのぞいたものは、そのような屋取集落である。

すように同様の形態が北から南に向けて反復されるような状態となる。

模式化すれば図2—5のようになり、山原型集落のように山地地形と水系を単位として集落が立地する場合とは対照的な立地である。

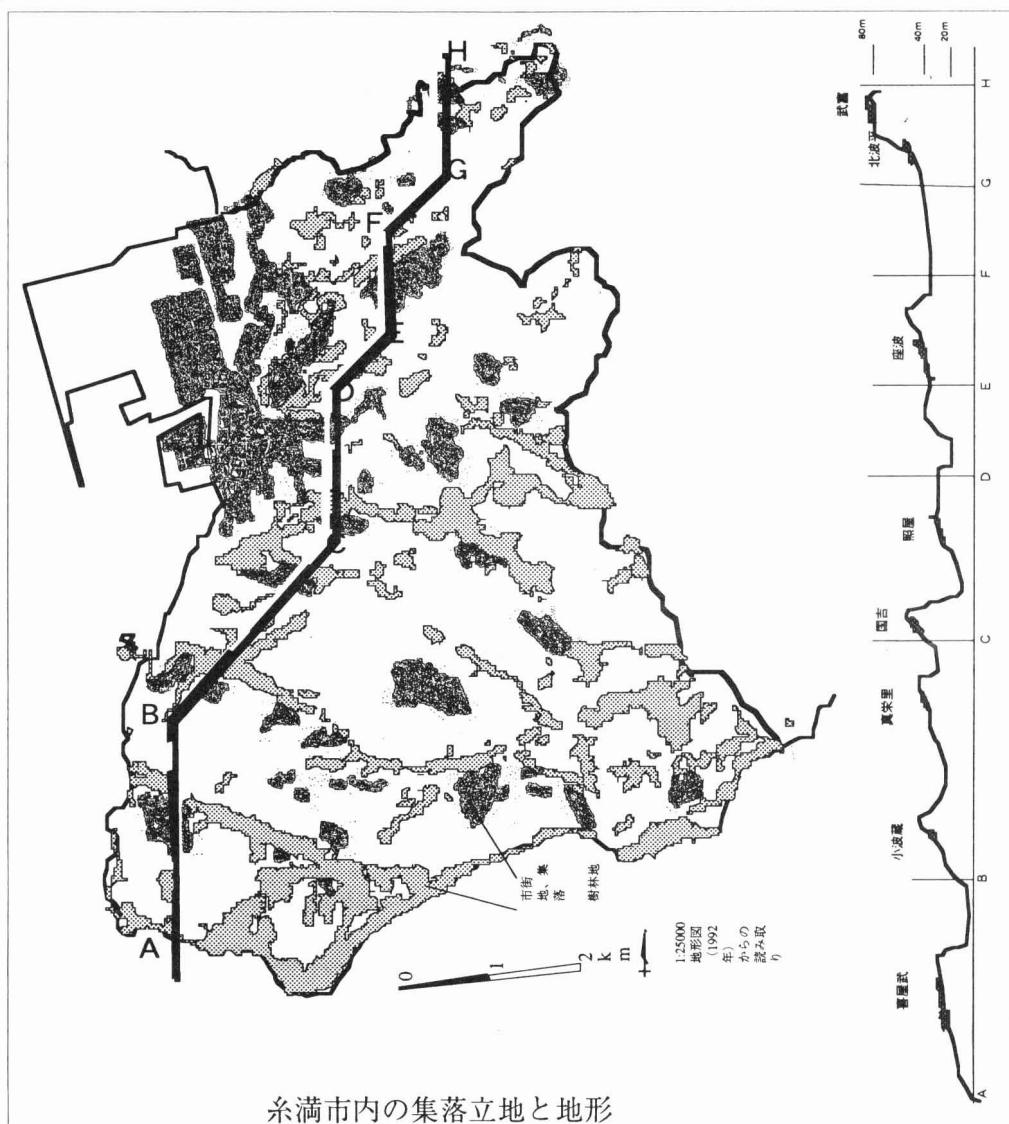


図2—4 糸満市内の集落立地と地形

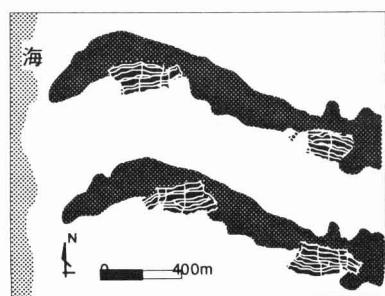


図2—5 石灰岩堤と集落（模式図）

### (3) 島尻地域の集落の空間構成

南風原町の10集落について、「60年前の南風原」（南風原町教育委員会、1994年）をもとにさらに詳しく空間構成をみていく。

この資料は、聞き取り調査によって1935年時点の集落の姿が平面図として描き起こされている点に特徴がある。地形や道路位置などが現状と異なる場合の位置関係の厳密性には難があるが、結果的に宅地の位置関係等が大きく変わっていない場合が多いため、信頼度の高い記述が多いと判断した。

図2-6のように、小地名、拝所の位置、井戸の場所、瓦屋根の家屋と宗家（ムートゥーヤ）、公民館（村屋）の位置、製糖場（サーターヤ）の位置と農地の位置が記されていることは空間構成分析上有力な手掛りとなる。



図2-6 「60年前の南風原」に収録された集落図の例（神里集落）

10集落について、腰当森や聖域等の位置、集落内の宗家の位置、公民館の位置、井戸・湧水の位置、製糖場や農地の位置などを拾い上げ模式化していくとさらに細かいパターンを確認することができる。

丘陵部分の緑地については、いずれの集落においても聖域を意味する小地名あるいは拝所の存在が確認できる。集落の北から東（時に西）にかけての丘陵のいずれかの場所に聖域的性格を見いだせるという点では全集落とも共通している。御願（ウガン）の対象となる斜面緑地であったことが推定できる「ウガンモー」（山川、神里）、拝所を含めた「ビジュルモー」（本部）、殿のある「イントウンチモー（内嶺グスク）」（兼城）等が典型である。多少の例外もある。古集落が南側と東側方面に複数あったとされる津嘉山では東側の丘陵に拝所がある。また、戦前に軽便鉄道の線路が北側を通り、ある程度北側も開発が進んでいた宮平では北よりの二つの丘陵に拝所が確認できるが必ずしも両者が連続していなかったと思われる。このように北側の丘陵地形の明確さが集落によって異なる点が、ジャーガル地帯（石灰岩層がなく島尻層が露出し風化した地帯）の特徴でもある。この点から石灰岩台地型集落としての典型性の現れは多少の差が出ている。

集落内においては、集落発展のもととなる位置を示すと思われる宗家（ムートゥーヤ）の位置がまず注目される。各集落とも北側あるいは北東側に宗家群がある。ただし、集落の拡大方向が地形条件

等によって異なるため、かなり東側に偏る宮城など多少のばらつきがある。

村屋（字公民館）は集落中央部、井戸・湧水は一部丘陵上にもあるが概ね中央部から南半分に点在する。宅地割は南入一列型の整形のものが広がるもの（津嘉山が典型）と不規則な宅地割の部分との両方をもつもの（神里など）の両方が見られる。

集落の南側などの縁辺に馬場を持つ集落が与那覇、宮城、宮平、本部、喜屋武、神里、津嘉山であり、これらは広場空間的役割を持っていたと思われる。縁辺には製糖場（サーターヤ）が幾つかあり、さらに南側に農地が広がる。ただし、山川のように北側丘陵のさらに北側に農地を有する例もある。

聖域～集落域～広場～農地で構成される空間の典型例と模式図を下に示す。

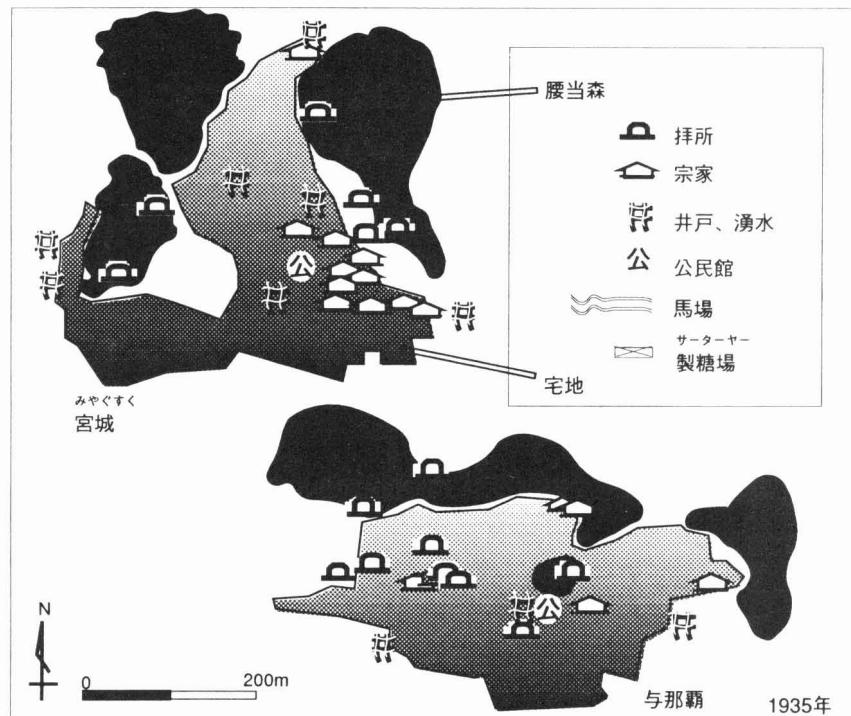


図2—7 集落空間構成の例（与那覇、宮城）

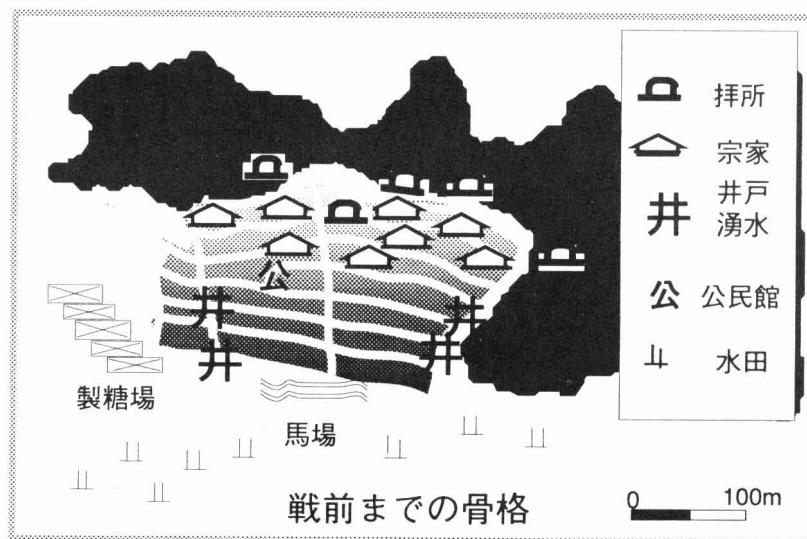


図2—8 戦前の集落空間構成（模式図）

#### 4. 集落共同体の特質

##### (1) 血縁集団と集落

沖縄の集落共同体を検討する上での前提となる事項について、本研究の課題に関わる範囲で概説する。この項は本調査研究で新しい知見を得たものではないので、既往研究で概ね通説とみられる点を述べるにとどめる<sup>(5)</sup>。

沖縄の地域社会の原点としては、集落の古称である「マキヨ」から説明がなされることが通常である。マキヨは一つの御嶽をいただく血縁集団で形成される集落であり、空間的には、御嶽を有し居住空間があり耕作区域までを含む。琉球王府時代を中心とした村落の呼称は一般に「シマ」であり、後には「ムラ」が加わる。一つの「マキヨ」がそのまま一集落として存続する場合もあるが、集落の発展や移動の盛んだった本島南部などでは多くが複数の「マキヨ」の離合の繰り返しを経ているとされる。

コミュニティは、地域社会（一定の空間の範囲に規定されて形成される）と共同体（集団への帰属意識によって形成される）の両面の性格が重なったものとして理解される。沖縄の集落共同体も両面の性格から説明することができるであろうが、この両面は必ずしも完全に一体化しているとは限らない。一定の範囲に住んでいても血縁集団を起源とする共同体の一員となれない場合がその典型である。近世共同体における「寄留民」や「屋取」の位置付けは現代の地域社会にも名残を残している。この両面の性格が地域環境に関わる課題にどのようにあらわれるか、が注目すべき点の一つである。

##### (2) 祭祀、生産、生活の各側面

集落共同体の主たる機能を祭祀、生産、生活の3つの側面からみる。

祭祀は、集落の存続に関わる祈願を含む共同体の重要な機能として継承してきた。地域を支配する按司（領主）の発生以降、政治的性格を帯びた神女であるノロ（祝女）が発生し、王府時代に至って国家的神事の体系の中に集落も組み込まれることになる程、地域統治上も重視されていた。一方で、集落の草分けの系統である神女である根神（ニーガン）も存続し、現代に至ってもノロ、根神の双方が継承されていて神事が行われる集落が少なからず存在する。集落祭祀と集落空間構成の関わりについては、仲松弥秀氏の一連の研究をはじめ多くの報告がある。その上で、変容過程と現代の環境保全上の課題との関係が本研究では問題となる。

生産については、按司時代以降の支配階級の確立、そして薩摩侵略以降の租税の重負担のもとで集落の農業生産は厳しい条件を課せられた。共同体と農業生産の関係で、沖縄の集落において特筆されるのが「地割制」のもとでの耕作である。百姓地等の農地を一定年限ごとに耕作者の割替をし、土地の利用・所有を固定化せず、売買や抵当入による流動化も許さない制度である。租税負担の配分の仕組みという性格を強く持っていたと考えられるが、所有に着目すれば、共同体による土地総有・利用

(5)より実証的な検討を要する要素を多々含んでいるが、便宜上ここでは概説にとどめる。

配分のシステムである。地割制は土地整理事業（1899～1903）まで続けられた。生産自体に関わる課題には本研究では立ち入らないが、空間の共有性を扱う上で地割制以降の土地共有状況をとらえることは重要である。

生活については、島嶼の自然条件のもとでの生存を支える共同体の機能があった。それを端的に示すものに水の確保がある。前節で述べた集落の3類型ごとの条件のもとで河川や井戸・湧水の水が確保され、水源の利用にあたっては場所ごとに利用法を定めたり、定期的な清掃管理を行う村があったことが知られている。なお、生活関連の共同体の機能については、祭祀や生産ほどに政治や制度上の課題とならないため、まとまった史料に乏しい。一部については次節の内法や規範からうかがうことができる。

上記の3つの側面が、原形的なものから、近代化を経ていかに変容したか。そして、現在、特に環境保全という観点から、それをいかに再評価し再構築すべきか。これらが、共同体を扱うにあたって注意をはらうべき点である。

## 5. 村内法にみる環境保全規範の原形

### (1) 村内法の概要

現代の環境保全規範のあり方について検討する前段階として、本節では近世の集落共同体の環境保全規範を扱う。不文律的や意識のレベルまでを歴史的に検討することは容易ではないため、文献史料から考察していくことが中心になる。沖縄の場合、特に注目すべきものとして村内法（むらないほう）の記録がある<sup>(6)</sup>。

村内法とは、共同体の運営と共同体の構成者の行動についての規範である。主な項目としては、運営に関する規定、村人の行動と規定に反する場合の罰則、地方（じかた）役人（間切役人、村役人）の服務規定、等がある。

現在残る村内法の記録は、「南島村内法」（1952年奥野彦六郎）と「沖縄県史」の14巻に収録されている<sup>(7)</sup>。両者は収録範囲がやや異なっている。これらは明治18年～20年に集められた「届出村内法」、すなわち、各間切から自分の間切での間切内法、村内法を県に届け出たものの記録を改めて戦後期に整理したものである。村内法が地方（じかた）役人から届け出られた時期は、沖縄県が設置されているものの旧慣温存政策が取られ、琉球王府時代の地方制度が存続していた時期である（土地整理事業が行われた1899～1903年まで）。琉球王府時代の地方統制と共同体運営の実態が生きしく読みとられる有力な史料である。本研究ではこの中から集落環境に関わる項目を抜き出した資料を作成し、その項目構成から近代化以前の共同体の環境保全規範を解読していく。

(6)日本国内全般を対象としたこの種の研究としては「全国民事慣例集」（明治10年、13年の司法省調査によるもの）から「自主的環境協定」を抜き出した研究（藤井治）などがある。

(7)奥野彦六郎『南島村内法』（至言社、1977年、初刊版は1952年）、および、『沖縄県史14巻資料編5』（琉球政府、1965年）。

村内法は間切単位の間切内法と各村（集落）単位の各村内法として記録されている。各村内法は各村単位で記録されているわけではなく、「小禄間切各村内法」のような形で間切単位で整理されている。ただし、例外として大宜見間切では、各村の名称を伴って村内法が収録されている。

村内法からは、王府の地方統制のあり方を読みとることができるために、琉球王府の地方支配体制の維持とりわけ貢租の確保という目的貫徹の実態と人民の生活全般の過酷な支配、を説明する材料となることが多い。

典型としては下記のような条文が多くの村内法に共通して見られる。貢租負担の共同負担の過酷さを物語る条である。これは明らかに集落共同体自体が有する規範とは解釈できない。

「貢租不納の際に家財畜類を引き揚げ、妻子を雇いに出し、親類が負担し、さらに不足すれば村中、間切中に負担を及ぼす」（知念間切各村内法第九条ほか同種の条は他にも多数）

貢租に関わるこのような項目をはじめとして、間切番所とその下部機構としての村屋の機能、間切役人、村役人の権限、は中心的項目であり、地方支配の体系が村内法の基本的性格であると見る立場は、一定の妥当性を持っている。

一方で、下記のような条の解釈については検討の余地がある。

- 一 村抱護々々ヨリ諸木大小拘ハラズ伐採スルコト
- 一 ウカミ山ヨリ諸木大小拘ハラズ伐採スルコト
- 一 ウカンハイク山松禁止敷ヨリ松木伐採スルコト

右箇条書之通禁止シ若シ違背ノモノハ締札ヲ渡壱日金壱錢ツツノ科金ヲ申付候尤モ右金収入方ハ一ヶ年貳期ニテ収納シ村中各与々ヘ相渡シ与々ニ於テ配当致候事

（大宜味間切喜如嘉村内法）

第百条 獄々ヘ牛馬踏入候得者主人ニ神ノ御咎目有之逆是ヲ殺シ候者於有之ハ科分四円ツツ可申付事  
(名護間切各村内法)

「村抱護」、「ウカミ山」、「獄々」すなわち、保全対象となるべき緑地や丘陵の保全に関わる項目である。これは、支配対象としての村落の存続を主旨とした王府の立場からの規定と説明することができるが、各々の集落共同体における自律的な規範と解釈することもできるだろう。

とりわけ、環境保全に関わる項目を見る限り、村が「生き延びること」において王府の利害と人民の利害の一致点がある。農作物とそれを収穫する農民の生活の維持のための項目は、上からの「支配の体系」と共同体における「自律の体系」という解釈が同時に成立する。1952年にこの届出村内法を整理した奥野彦六郎は、届出時点での村内法が成文化されて各間切各村に存在したとは見ておらず、その時点の村落の自治上の取り決めを反映して地方役人とくに村役人が整理したもの、と推定している。

この点をより明確にするには、届出当時の村内法収集過程の解明作業が必要であるが、本研究で扱える範囲としては限界がある。今の段階では、「集落共同体の環境保全規範として解釈できる余地が

充分にあるもの”として村内法における環境保全関連規定を分析を進めることとする。

## (2) 村内法史料の構成

届出村内法の記録は、百条を越える名護間切内法から数条の簡潔なもの（離島のものに多い）まで、規定数や形式まで相当の幅がある。全体を概観した上での特徴を以下に記す。

①近接する間切の村内法の文言に相当の類似性と重なりがある。例えば、小禄間切内法の第十二条、豊見城間切内法の第十二条、兼城間切内法の第十二条、はいずれも、

第十二条 百姓地及地頭地請地仕明山野等許可ナク開地致スモノハ速ニ閉地サセ本人ハ一坪ニ一錢撻ハ坪数無構拾錢耕作当山当ハ一人ニ付キ弐拾錢ツツノ科金申付候事

である。

島尻地域で重なる条文が多いものは下記の内法である（間切内法、各村内法）。

小禄間切、豊見城間切、兼城間切、東風平間切、高嶺間切、真壁間切、喜屋武間切、

摩文仁間切、具志頭間切、玉城間切、知念間切、佐敷間切、大里間切、南風原間切、真和志間切。

中頭地域にも多少重なる条文があるが、やや独自性が高い。

国頭地域でも金武間切、久志間切、羽地間切は同じ条文が目立つなど一定の共通性があるが、国頭間切、大宜味間切には独自の文言が多い。特に大宜味間切の場合、各村内法を間切で一括せず、津波村内法、（塩屋、古前田、田港、渡野喜屋）四ヶ村内法、根呂銘村内法、（大宜味、饒波、大兼久）三ヶ村内法、喜如嘉村内法、各々の村（シマ）単位の内法を届けて出ている唯一の間切である。

他に、構成、文言の独自性が高いものは下記のとおり。

久米島仲里、具志川両間切、渡嘉敷間切、座間味間切、粟国島、渡名喜島、伊平屋島、鳥島、伊江島。

## (3) 環境保全に関する項目

村内法自体は膨大な量の条文からなるので、特に集落環境に関わる項目を取り出して整理する作業を行った。類似項目を見出し分類すると下記のような項目があげられる。

なお、島尻地域で共通あるいは類似するものは概ね小禄間切内法、小禄間切各村内法のもの、国頭地域で共通あるいは類似するものは概ね名護間切内法、名護間切各村内法、あるいは、金武間切内法、金武間切各村内法からとった。

集落の保全域、生活域、生産域、それぞれに関わる項目を区分し、さらに細分類として10に分類した。

集落内の保全域（周囲の山野、緑地、および井泉）に関しては、下記にあたる項目がある。

### ①開墾、墓所、石穴等の無断造築の禁止

下記を含め多数。

第二十四条 許可ナク墓所造築又ハ区域ヲ広メ且無届修繕スルモノハ拾円以下ノ科金申付候事他村他間切ノ者モ同断（小禄間切各村内法）

第五十七条 私ニ墓所造築又ハ区域広メ居ルモノハ吟味ノ上重キ罪科可召行事（国頭間切各村内法）

第五十九条 私ニ墓所築造又ハ区域ヲ広メ居ルモノハ科銭五十貫文申付候事 但他村他間切ノモノモ同断（本部間切各村内法）

②井泉管理（井泉にて穢物を洗い、塵芥野菜を散乱し、井泉の故障をなすことの禁止）

下記を含め多数。

第二十五条 井泉ニ於テ穢物ヲ洗イ或ハ塵芥野菜ヲ散乱セシメ井泉ノ故障ヲ為スモノハ五拾銭以下ノ科金申付候事（小禄間切各村内法）

第十六条 井泉近傍ヘ大小便致シ或ハ牛馬ヲ繫クモノ金式銭以上壹円以下ノ科金（粟国島内法）

第五十四条 井泉ニ於テ汚物ヲ洗ヒ域ハ塵芥野菜ヲ散乱セシメ井泉ノ故障ヲ顧ミザルモノハ本日八十貫文ノ科銭申付次日ヨリ一日ニ付二百文ノ原番札相渡シ差免候事（久志間切各村内法）

③山野管理（松、棕櫚等保全育成樹木の指定、蘇鉄育成管理）

下記を含め多数。

第二十一条 松種子棕櫚種子檉種子ハ時節ニ相成候ハバ惣山当ニ於テ敷地検査ノ上蒔入サセ又松苗モ全断植付サセ不行届村ハ捉耕作当山当一人ニ付式拾銭ツツ科金申付候事（小禄間切内法）

第二十二条 蘇鉄苗植付不行届村ハ捉耕作当山当一人ニ付式拾銭ツツ科金申付候事（小禄間切内法）

第五条 山野ヨリ茅秣草蘇鉄葉ヲ刈取ルモノハ原番札渡付前条手続ノ通り科金申付他村他間切ノモノモ前条但書同断（小禄間切各村内法）

第六条 山野ヨリ生木又ハ下草等刈取ルモノハ所持物品並携帯器取揚ノ上式拾銭以上壹円以下ノ科金申付他村他間切ノ者ハ前条同断（小禄間切各村内法）

第七条 山野茅毛田畠諸作毛ヘ牛馬聊爾致スモノハ原番札渡付前条手続ノ通り科金申付他村他間切ノ者ハ其牛馬引揚ケ式拾銭以下ノ科金徵収ノ上牛馬差帰シ候事（小禄間切各村内法）

左ニ掲クル諸件ニ違背シタル者ハ科米トシテ米五斗以下米一升以上処分スル者トス

廿六 桧山並ニ山野内縄火ヲ持入り又ハ焼失セシタル者

廿七 桧山山野ノ竹木及間切村仕立ノ諸竹木ヲ濫リニ伐採シタル者 但伐採シタル竹木ハ没収シタル  
上松杉杉楨椎檉（イク）（イヂヨ）（シンタン）（竹）ハ一本ニ付五合以上五升以下ノ代米ヲ賠償セシム

（久米島仲里、具志川両間切諸事取締旧慣内法）

第十九条 松種子時節ニ相成候ハバ惣耕作等ニ於テ敷地検見ノ上蒔入サセ不行届ノ時ハ惣山当科金式

拾銭ツツ申付候事（渡嘉敷間切内法）

第二十条 蘇鉄苗植付不行届ノ時ハ搾耕作当老人ニ付科金貳拾銭ツツ申付候事

田畠山野取締ノ作（渡嘉敷間切内法）

#### 一 山林伐木之手続

松木ハ廻ノ大小ヲ問ハス伐採禁止何願入用ノ節ハ下知役之許可ヲ受クヘシ猥ニ伐採スル者ハ内法ヲ以テ過金申付候事 但シ雜木ハ人民勝手ニ伐採差許シ候事「樹木伐採ノ節三尺廻以上ニ及フモノハ出願ノ上県庁ノ御許可ヲ受三尺廻未満ノ分ハ地頭代免状ヲ以テ伐採可致之レニ背ク者ハ第三項盜伐者同様ノ処分致可シ 但全島日料ノ薪木用雜木三尺廻未満ノ分ハ此ノ限ニアラズ」

#### 一 松種苗木採植手続

秋分ノ節種取寒露ノ節下草焼払播入苗木敬馬執ノ節植付候事

「但播植方節季相後候村ハ敷地坪數ニ拘ワラズ過錢五拾銭一切播植不致村ハ過錢壹円徵収ス」

「一松薪木並ニ明松其他雜木盜伐候者ハ後盜伐候迄ハ日ニ六錢ヅツ過金徵収ス尤三ヶ月間ニ至リ犯者不見当ノ節ハ一時ニ過錢三円徵収ノ上放免ス且盜伐木ハ取揚ノ上公売ヲ以テ代価ハ未項ノ通り過錢同様山林仕立費ニ支払候事

但盜犯人過錢納入ヲ拒ムカ或ハ無資力ニテ完納スル能ハサルトキハ親戚又ハ与中抱主エモ弁セ候事」

（ここまで渡嘉敷間切内法）

#### ④抱護林、防潮林等の育成管理

国頭地域他に下記の規定がある。

左ニ掲クル諸件ニ違背シタル者ハ科米トシテ米五斗以下米一升以上処分スル者トス

廿八 浜岸ニ沿タル風潮際ノ竹木ヲ伐採シタル者

（久米島仲里、具志川両間切諸事取締旧慣内法）

第八条 塩垣ニ牛馬ヲ繋クモノ同上

第九条 塩垣伐採スルモノ同上

（同上は、第四条 他ノ作毛刈取モノハ後犯者捕付候迄ノ間一日科米壹合ツツ徵収ス、の意）

（伊平屋島各村内法）

第一百四条 村抱護苗松植付ヘキ所氣ヲ付毎年十一月中ニ植付サセ候事（名護間切各村内法）

第三十五条 村抱護並御仕立敷ヨリ生木並枝葉枯木唐竹唐竹ノ子伐採又ハ下草等刈取者ハ前記ノ通り原番札相渡シ尤モ他村他間切ノ者ハ前記同断（国頭間切各村内法）

第九十五条 宿道並抱護山野筋々等ノ汐垣並松材木杯焼失候者又盜伐候者出来候ハハ見当次第速ニ捕付科銭三百文三尺廻リ以下ノ諸木ハ壹本ニ付三十貫文科銭申付候若右様ノ盜人取捕不致候ハハ惣頭聞

耕作当与へ其科銭弁償可致候事（国頭間切各村内法）

第九条 村抱護並汐垣ヘ牛繁置クモノ

右第一条第十三条ニ至リ違犯ノモノハ内法札過金トシテ日ニ金壱錢宛徵収候事（大宜味間切根呂銘村内法）

一 川アモト並汐垣ヨリ竹及アタン其他諸木漫ニ伐採スルコト

一 村抱護々ヨリ諸木大小拘ハラズ伐採スルコト

一 村諸抱護並ウカミ山汐垣ヨリ木葉苅取ル事

右箇条書之通禁止シ若シ違背ノモノハ締札ヲ渡壱日金壱錢ツツノ科金ヲ申付候尤モ右金収入方ハ一年貳期ニテ収納シ村中各与々ヘ相渡シ与々ニ於テ配当致候事

（ここまで大宜味間切喜如嘉村内法）

第二十二条 当島ノ義四方海辺平地ノ所ニテ僅ノ嵐ニモ潮花吹揚ケ諸作毛相損シ百姓共及難儀事ニテ山野潮垣ノ義諸木並安谷スギノ類令盛生候様無之候テ不叶所ヨリ敷地坪高等差分ケ与々ヘ相授置候ニ付テハ抱護主取同當共夫々ノ下知方隨分可被入念ノ所平日何ソ差引モ無之当人共ヘ任シ置候故頃年別テ及憔悴候由相聞得甚以テ不可然事候場以来右主取当共嚴重相勤屹ト令盛生候様毎度無油断可被致下知事

（伊江島各村内法）

##### ⑤御嶽の尊重

国頭地域および粟国島のものが記載されている。

第五十一条 クワンノロノ上ヨリミナト原迄蘇鉄敷ヨリ砂堀取ルモノハ科金拾錢以上四拾錢以下申付但南ノ御獄ヨリ渡地原迄ノ畠ヨリ砂掘取ルモノハ本文ニ準ス

第六十二条 御嶽々ヨリ諸木伐採スルモノハ貳拾錢以上壹円以下ノ科金申付候事

但枝葉苅取ルモノハ拾錢以上六拾錢以下

第六十三条 御嶽々ヘ牛馬ヲ繫クモノハ科金拾錢以上貳拾錢以下申付候事

第六十四条 御嶽々ノ枯木及ヒ枯アタン葉ハ番所薪木用ニ充ツヘキ筈ニ付之ヲ伐採スルモノハ科金拾錢以上三拾錢以下申付候事

第六十五条 御嶽々ノ側及ヒ坂成ノ所我儘ニ切込畠作仕候モノハ科金貳円申付候事

第六十九条 ヲクノ森ヨリナクキ掘取ルモノハ科金貳拾錢以上四拾錢以下

第七十条 御嶽猥リニ出入スルモノハ科金拾錢以上貳円以下

第七十二条 御嶽々ノ側ヘ繩ヲ提ケ候者及ヒ血染繩干候者科金拾錢以上貳円以下

第七十三条 御嶽ノ前ニ於テ牛馬羊杯殺シ候者科金五拾錢以上貳円以下

（ここまで粟国島内法）

第七十六条 嶽々へ牛馬跡入候得ハ主人ニ神ノ御咎目有之候 是ヲ殺シ候者於有之ハ科銭四円申付候事（金武間切各村内法）

第七十四条 嶽々牛馬踏入候得ハ主人ニ神ニ御咎目有之候逆其牛馬ヲ殺候向モ有之由不可然義ニ候右様ノ節ハ其主タルモノハ第一其慎ミヲ以テ誠心ヲ尽シ祈願可致之処時ヨタノ虚言ヲ信用シ牛馬ヲ殺シ候テハ不相済事候条以来屹度可留候若相背キ右様ノ仕形有之候テハ科米九斗可召行事（国頭間切各村内法）

第七条 テサガ御嶽並上ノ川御嶽へ出入スルモノ

右第一条第十三条ニ至リ違犯ノモノハ内法札過金トシテ日ニ金壱錢宛徵収候事  
(大宜味間切根呂銘村内法)

また、集落内の生活域、生産域については、

#### ⑥道路等の管理と修理

下記をはじめ多数。

第十五条 每年春秋兩度農事勝負トシテ田畠耕作及屋敷道路等ヲ検査シテ手後リノトキハ田畠屋敷ハ夫一人仕口ニ貳拾銭道路ハ一間ニ一錢本人ヘ科金申付掟耕作等山等ハ其科金ニ拾分ノーツツ科金申付候事（小禄間切内法）

第十八条 暴風雨ノトキ人家並田畠山野道路破壊ノ有無速カニ届出サルトキハ掟耕作当山当一人ニ付科金貳拾銭ツツ申付候事（小禄間切内法）

第十九条 役々ヨリ道路橋梁田畠印部土手等破損ノ場所修繕申付遅延スルトキハ掟耕作当山当一人ニ付貳拾銭ツツ科金申付候事（小禄間切内法）

第二十六条 牛馬ヲ野飼並道路ニ繫クモノハ科金貳拾銭ツツ申付候事（小禄間切各村内法）

第三十条 科金ヲ支払フトキハ番所ヲ經所轄役所ノ認可ヲ得テ田畠山野向々並道路堤防等ノ修繕費ニ充ツルモノトス（玉城間切各内法）

第三十六条 民家道路屋敷内外不掃除有之トキ貳拾銭以下ノ科金申付候事（真和志間切各村内法）

第十二条 村内道路毎月一日十五日掃除不致モノハ一坪ニ付金六錢ノ科銭（粟国島内法）

第四十条 牛馬羊道路繫置往還ノ支障ニ相成候モノハ科金貳拾銭申付候事（粟国島内法）

第五十六条 原道又ハ村内ノ道路小石散乱シ往来ノ障礙ヲナスモノハ科鞭五ツ或ハ科金六錢（粟国島内法）

第五十七条 百合草ノ芋道路へ捨置クモノハ科金拾銭以上四拾銭以下申付（粟国島内法）

第六十条 春秋役々廻リ見ノ節原マ並ニ道路小溝等荒ミ置候モノハ一坪ニ付科金三錢 但構ノ本耕作当ハ九拾銭宛原構ノ耕作ハ六拾銭宛科金申付候事（粟国島内法）

第十三条 村内道路毎月朔望掃除スペシ若シ違背ノ者ハ科米一升徵収ス（伊平屋島各村内法）

第十四条 科米ハ道路修繕費又ハ八月十二日作毛ノ為祈願ノトキ費用ニ宛ツルモノトス（伊平屋島各

村内法)

第七十二条 宿道脇道ノ義破次第修甫申付就中春秋田地御廻見ノ砌御沙汰之義共有之候ハバ科銭拾銭申付事ニ依テ其取扱ニ可及事（名護間切内法）

第五十六条 山道及道路土手垣等ノ掃除修補ノトキ人足出サルモノハ科銭拾銭宛申付候事（名護間切各村内法）

一 道路並木山野筋々立木漫ニ伐採スルコト（大宜味間切喜如嘉村内法）

第九十七条 屋敷囲竹木ノ義常々結付道路ノ故障不相成様可致事（羽地間切各村内法）

#### ⑦屋敷囲の保全修復

主に国頭地域のものが記載されている。

第一百十条 村抱護並屋敷囲明間ノ所ハ成合ノ諸木植付サセ候様下知方ノ事（名護間切各村内法）

第二十六条 村抱護及屋敷囲明間ノ処ハ相応ノ樹木植付サセ候様下知ノ事（今帰仁間切各村内法）

#### ⑧池、水路等の管理

下記の形式で多数。

第二十一条 村屋ノ許可ナク小堀ノ飼魚ヲ釣リ又網ヲ放チ或ハ田畠ヨリ蛙ヲ取ルモノハ壱円以下ノ科金申付他村他間切ノモノハ該村屋番所ヘ引渡ノ上科金同断徵収候事（小禄間切各村内法）

#### 科定目

左ニ掲ケル諸件ニ違背シタル者ハ科米トシテ米五斗以下米一升以上処分スル者トス

七 水道当巡回ヲ怠リ違背者不穿鑿ノ行為アル者

（久米島仲里、具志川両間切諸事取締旧慣内法）

第六十三条 田方水路及河川流水ヲ塞綴リあねくト称ル笊籬埋メ且田ノ畦並堤防ヲ毀テ魚鰐小蝦蟹取得又ハ妄ニ切破候者前同断

第六十七条 田ノ水路ヘ蘭並蒲田芋稻草植付又ハ水順行ニ差障候儀共ハ前同断

第六十八条 字大川井並すみやト云フ水路ヨリ一身ノ勝手ニ任シ畦切穿チ水奪取候者前同断

（ここまで、名護間切各村内法）

生産域に関しては、

#### ⑨農地の保全・管理、農作業の規定

下記をはじめ多数。

第十二条 百姓地及地頭地請地仕明山野等許可ナク開地致スモノハ速ニ閉地サセ本人ハ一坪ニ一錢捉ハ坪数無構拾銭耕作当山当ハ一人ニ付キ弐拾銭ツツノ科金申付候事

第十五条 每年春秋両度農事勝負トシテ田畠耕作及屋敷道路等ヲ検査シテ手後リノトキハ田畠屋敷ハ夫一人仕口ニ式拾錢道路ハ一間ニ一錢本人ヘ科金申付捉耕作等山等ハ其科金ニ拾分ノーツツ科金申付候事

第十六条 田畠原野ノ畦疇道路ト田畠トノ境界又ハ溝杯従前ヨリノ実跡広狭シ且ツ新タニ溝ヲ通シタルモノハ本人ハ五拾錢以上五円以下捉ハ拾錢以上式拾錢以下耕作当山当ハ一人ニ付式拾錢以上四拾錢以下ノ科金申付候事

第十八条 暴風雨ノトキ人家並田畠山野道路破壊ノ有無速カニ届出サルトキハ捉耕作当山当一人ニ付科金式拾錢ツツ申付候事

(ここまで、小禄間切内法)

第七条 山野茅毛田畠諸作毛ヘ牛馬聊爾致スモノハ原番札渡付前条手続ノ通科金申付他村他間切ノ者ハ其牛馬引揚ケ式拾錢以下ノ科金徵収ノ上牛馬差帰シ候事（小禄間切各村内法）

第八条 田方ヨリ魚ヲ取ル為メ綱ヲ放テ諸作毛ヲ害スル者ハ十錢以上壹円以下ノ科金申付他村他間切ノモノハ其村屋番所ヘ引渡科金同断徵収候事（小禄間切各村内法）

一 各村構ノ山野ヲ焼失シ田畠ノ植物ヲ損害シタル者ハ捉目差山等耕作ニ於テ見出サルトキハ右役々ヨリ科米ヲ徵収スルモノトス

科定目

左ニ掲クル諸件ニ違背シタル者ハ科米トシテ米五斗以下米一升以上処分スル者トス

一の三 田野ノ植物ヲ窃取シタル者 但盜物現存シタルトキハ所有主ニ返還セシム

四 家畜類ヲ窃取シタル者 但右同断

六 共有溜井ノ堤防ヲ破壊シ又ハ自己ノ田圃ヘ引用シ及ヒ他人ノ田圃ヨリ引用シタルモノ

廿一 牛馬ニ持主ノ姓名札ヲ付セス又ハ繫留セス山野高地ニ放飼シタル者 但田畠ノ作物ヲ喰荒シタルトキハ其所有主ニ賠償セシム

廿二 牛馬ノ子ヲ田畠ニ放チタル者

廿四 稲ノ苅方ヲ巣末ニシ又ハ蜀黍等ノ穂ノ実ヲ摘ミ採リタルモノ

廿五 踏肥堆肥ノ材料ヲ採集堆積セス及総テ壅取扱ヲ等閑ニ心得タル者

(ここまで、久米島仲里、具志川両間切諸事取締旧慣内法)

第十条 暴風雨ノ節ハ人家田畠山野道路破壊ノ段申出タルニ惣耕作当山当等閑ニシタル時ハ科金式拾錢申付候事

番所ヨリ各村取締ノ作

第十七条 暴風雨ノ時人家並田畠山野道路破壊ノ有無届出テサルトキハ捉耕作当山当壹人ニ付科金式拾錢ツツ申付候事

第二十一条 耕作当ハ田畠ヲ巡視シ耕作手後ノ場所ハ与中へ申付耕作サセ其賃金一人ニ付貳拾錢科金トシテ申付地持本人ヨリ徵収シ耕作者ニ相与ヘ候事

第二十二条 田畠ノ耕作諸土木ノ仕立ニ耕作当頭々ノ指揮ヲ受ケサル者田畠ハ壱円以上貳円以下諸土木ハ貳拾錢以上四拾錢以下ノ科金申付候事  
(ここまで、渡嘉敷間切内法)

田畠ヘ牛ヲ放チ諸作物輕我為致候トキハ損亡高見込ヲ以テ牛主ヨリ作物主ヘ弁償セシメ候上後犯者見付候迄一日金六厘ツツ科料ヲ徵ス (座間味間切内法)

第二条 田畠ノ境ヲ切取自己ノ田畠ヲ広ムル者同上 (渡名喜島内法)

第四条 他ノ作毛刈取モノハ後犯者捕付候迄ノ間一日科米壱合ツツ徵収ス

第五条 牛馬ヲ放シ諸作毛損害セシムルモノ同上

第六条 他ノ田水ヲ横流セシメ自己ノ田方へ灌入ルモノ同上

第十条 田畠ノ畦切取モノ科米一升徵収ス

第十一条 田畠ノ余地開墾スルモノハ閉メサセ候上科米三斗以下五升以上徵収ス

(ここまで、伊平屋島各村内法)

第六十六条 田方之義ハ暑中之時分相耕不申ハ取実少ク年貢諸上納調兼百姓中可及難儀候間能々気ヲ付ケ下知方入念ベク候乍此上不下知之廉相見得候ハバ頭御役衆御案内之上其科可召候事

第六十九条 田方之義為及乾水候テハ耕作方之支相成候間稻苅取次第則々前本堅固ニ塗堅メ水取留候様村々へ申付左候テ原々走廻リ不斷下知可致候乍此上不下知ノ廉有之候ハバ科錢拾錢可申付事

第七十一条 大雨大風ノ節々早速下知人捉村耕作當一同原々田畠川面走廻リ致見分諸作毛其外風水損所有無之段地頭代役案内ヲ以テ首尾書相調田地御方へ差出候上損所ハ則々修甫可申付候自然及延引候ハバ科錢拾錢申付候事

第九十七条 每年春秋兩度原山勝劣勝負トシテ山林仕立及田畠之耕作屋敷等ヲ検査シ怠リ手後レノ村方及本人ニ科錢申付候事

附年々兩度日限立ヲ以テ各村夫地頭捉耕作山當相揃以後勉励ノ為メ大兼久場ニ於テ地頭代以下役々列座ノ上勝ノ方ハ一方ニ並座負ノ方ヨリ勝ノ方へ一札セシメノ上勝ノ方へ褒美トシテ焼酎一盃ツツ相与候事

第九十八条 犬耕作當ハ各村ノ田畠ヲ巡査シ不行届ノ村ハ耕作當壱人ニ付科錢拾錢申付候事

第九十九条 役々ニ於テ田畠印部土手山野印部土手他村他間切トノ境界土手巡査シ若シ切細メ又ハ破損シアル者ハ事ノ輕重ニ応シ科錢申付他村他間切之者ハ其番所へ通知シ科錢徵収候事

第一百条 暴風雨ノトキ人家並ニ田畠山野山林道路川面等破損シ有無届出サルトキハ夫地頭捉耕作當山

当壱人ニ付科銭拾銭ツツ申付候事

(ここまで、名護間切内法)

第三条 田地山奉行春秋御巡勤ノ砌百姓老若男女途中拝ミ候砌一方ニ方付男ハ巾ヲ抜女ハ寿ちよう六ヲ迦シ手ヲ合御一礼且村々家内ニ御通ノ刻屋内ヘ男女寵居候ハハ庭口出男ハ御一礼女ハ手ヲ合聊鹿礼之仕形無之様可為致事

第二十八条 耕作当共之義平常田畠見舞耕方之様子承届不精之方ハ則々致差引田畠不荒様下知方致シ家内々々壅取扱向毎度叮嚀ニ加下知ヲ候義本意当然之事候自然勤不念候体相見得候ハバ科分拾銭ツツ申付候事

第二十九条 田方之義及乾田候テハ耕作方差支日間取相成候義ハ勿論第一取実取薄ク相成年貢諸上納物調兼百姓共疲ノ基候間限分畦相堅牛踏等ニテ満水ニ有之候様下知方分ケテ可入念候万一下知方不念ノ体相見得候ハバ耕作当壱人ニ付參拾銭ツツ可申付事

第三十八条 村々田畠地割之義泣前ハ段々親疎ニ有之候ニ付去ル式拾年成卯年兩総地頭へ得御差団老若男女共頭取ヲ以テ地方之厚薄上中下ニ見分ケ無親疎割授ケ割替之義ハ七ヶ年限ニテ割替仕候尤モ割替之年限ニテ候ハバ前月ニテ間切御案内ヲ以テ割替仕候事附頭取ニテ割授ケノ上異変之者ハ科銭武円ツツ可申付事

第五十一条 耕作当田畠ヲ巡視シ耕耘手後レノ場所ハ与中ヘ申付耕耘サセ其賃銭壱人ニ付拾銭ツツ科銭トシテ地持本人ヨリ徵収シ耕耘者ニ相与候事

第五十三条 田方打拵値仕廻草仕取ノ義ニ付日限立ヲ以テ巡視ノ際仕不足ノ廉有之候ハバ田畠一坪ニ四厘ツツ科銭申付夫地頭掟ハ五錢ツツ耕作当壱人ニ付拾銭ツツ科銭申付候事

第五十四条 他村他間切之者山野カヤ毛田畠諸作毛ヘ牛馬聊爾致スモノハ牛馬引揚ケ置日々飼草科金トシ五錢ツツ申付尚又其当日科金壱円ツツ徵収致候上ハ牛馬差帰候事

第五十五条 魚ヲ取ル為メ網ヲ打チ田方ヲ荒スモノハ科銭武拾銭ツツ申付他村他間切ノ者ハ証文入レサセ壱円ツツ可召行事

第五十七条 田畠ノ耕耘山野ニ諸土木苗植付之時耕作当及頭々ニ於テ巡廻又ハ下知方ノ際怠慢之者ハ科鞭又ハ科銭拾銭ツツ申付候事

第五十八条 他ノ田畠ヨリ芋カツラ並其外諸作毛盜取候義禁止ノ事

第五十九条 牛馬ヲ山野毛及諸抱役其他川端海岸田畠畦ヘ繫置候義一切差留之事

附大兼久馬場ハ差留其他ノ蔵敷及馬場ハ差免候事

第六十条 田畠畦壱尺ニ定他ノ田境界ヘ切過致候義禁止ノ事 附水保護ノ為メ不切候テ不叶所ハ片切候ハバ早速壠尺幅土付替且宿道本ノ通相定尤狭キ所ハ可成程相広メ候事

第六十三条 田方水路及河川流水ヲ塞綴りあねくト称ル笊籬埋メ且田ノ畦並堤防ヲ毀テ魚鰐小鰐蟹取得又ハ妄ニ切破候者前同断

第六十四条 田ノ畦ヨリ籠ヲ持作稻ヲ妨ケ草刈取義差留候事 但シ稻植付後ヨリ刈候マテ  
第六十五条 他人ノ田ヨリ稻柄ヲ刈取候義前同断  
第六十六条 他ノ藍畑ヨリ藍ノ影木盗取候義前同断  
第六十七条 田ノ水路ヘ蘭並蒲田芋稻草植付又ハ水順行ニ差障候儀共ハ前同断  
第八十三条 田畑原野ノ畦疇及道路ト田畑トノ境界又ハ溝杯往古ヨリ実跡ヲ取り細メタルモノハ科錢六拾錢ツツ申付候事  
(ここまで、名護間切各村内法)

#### 壱日ニ科米參合宛

##### 附

- 一 他人ノ田畑ヘセーガニ、田ンナ魚小類ノ出物取得方トシテ踏入作ヘ致怪我候者ハ前条同断之事
  - 一 他人畠方ヨリ唐芋カツラ壱本ニテモ刈取又ハ畠外ニテモ參本以上刈取候者ハ前条同断之事
  - 一 他人ノ原ヨリ草刈ノ砌草ニ唐芋カツラ而已ナラズ諸作毛ノ壱翠ニテモ入交刈取候者ハ前条同断ノ事
  - 一 唐芋カツラ各原境目ヨリ越入候等者刈取候者ハ前条同断ノ事
- (ここまで、大宜味間切津波村内法)

#### 左之ヶ所ヲ犯シタル者ハ一日ニ付金壱錢五厘ヲ科ス

- 一 他人之原ヘ踏ミ入芋盗取ル者
  - 一 同耕地ノ内ヨリイモカツラ盗取者
- (ここまで、大宜味間切（塩屋、古前田、田港、渡野喜屋）四ヶ村内法)

第十一条 稲植付後チヨリ刈取ノ間他人ノ田方ヨリサイカネ捕獲ノ為メ踏入ルモノ

第十二条 他人ノ作物アル田畑ヘ牛放入作物ニ害ヲ為スモノ

(ここまで、大宜味間切根呂銘村内法)

- 一 他人ノ芭蕉敷内ヘ牛ヲ繁キ置クモノ
  - 一 同上蘇鉄畑牛ヲ繁キ置クモノ
  - 一 饒波川字三チヤ又口ヨリ下ノ川面ヘ牛ヲ繁キ置クモノ
- 以上ノヶ所逆モ繩ヲ切り踏入又ハ耕作ノ場合中休憩ノ為メ暫時繁キ置くモノハ其限リニ非ラス
- 一 他人ノ甘蔗又ハ芋蔓ヲ刈取ルモノ
- 但芋蔓ハ五筋以上トス
- 一 同上甘蔗ヲ盜ミ折ルモノ

一 同上芭蕉葉ヲ刈リ取ルモノ

但芭蕉葉ハ五葉以上トス

一 其他々人ノ諸作物ヲ盜ミ取ルモノ

前条ノ各点ニ違犯スルモノハ日過金壹錢ツツヲ徵収ス

(ここまで、大宜味間切（大宜味、饒波、大兼久）三ヶ村内法)

一 牛ノ他人ノ諸作物ニ害スルモノ

一 田方ニ稻植付後田魚及セー等ヲ取ル為メニ田ニ踏ミ入ルモノ

(ここまで、大宜味間切（親田、見里、屋嘉比）三ヶ村内法)

#### ⑩漁業を営む場合の漁法や水域の規定

第二十九条 当村海ハ南中西海ヲ三ツニ分ケ西村仲村新島村一ヶ年廻リヲ以テ所持シカツ魚寄集ルトキハ各所持海ヨリ収穫スルモノトス若自分所持海外ヨリ取獲スルモノ所得高ノ魚代価一倍程科錢徵収候事

第三十条 旧四月上旬同五月三日（海神祭リノ為メ）同七月十三日同十五日〔先祖祭リノ為メ〕同八月上旬〔海神祭リノ為メ〕タタチャート唱ヘ男十七歳ヨリ四十九歳迄惣出各所持海ヨリ魚ヲ取獲スルモノトス若自分所持海外ヨリ取獲候トキハ前条同断科金徵収候事

第三十一条 前条タタチャーノ際魚盗取又ハ舟乗廻シ方網取扱方一等ノ申合ニ不従モノハ市場ヘ率出シ頭々惣揃ノ上科鞭二十以下処分候事

第三十二条 村民ノ内他間切海叶掛漁業候者有之候処或ハ他ヨリ其中ヘ漁業候モノヲ捕付トキハ其村屋番所ヘ引渡取得高ノ魚代価一倍程科金申付掛主ヘ相渡シ候事

(ここまで、兼城間切各村内法<sup>(8)</sup>)

第三十三条 海方切内ニ於テ他間切ノ者ハ魚業致候者舟綱道具等引揚科金壹圓以上貳圓以下申付以後此所ニ於テ漁業不致証文差出セ候テ其舟綱道具ハ差帰シ候事（玉城間切各内法）

第三十三条 他間切ノ者間切廻ノ海ヨリ漁業又ハ貝類取ル者見当補付候ハバ壹圓以上五圓以下該ノ村役場ヘ引渡ノ上科金徵収候事（渡嘉敷間切内法）

第六条 当島海中ヨリ他島他間切ノ者屋久貝ヲ取ルモノハ禁止申付候事（鳥島内法）

---

(8)兼城間切各村内法の各条は他の島尻地域の内法と共に通する条文が多いが、この海域関連の条は兼城間切各村独自の規定である。

第百五条 各村地界限リ沖干瀬内区域ト被定置候海中ヨリ他村他間切之者魚ヲ採捕又ハ貝類其外海藻取ル者ハ壹度ニ付科錢拾貰文宛申付自然其科錢不納スル者ハ証文ヲ入サセ其村役場番所ヘ引渡シ科錢徵収方依頼候事（本部間切各村内法）

#### （4）間切内法と各村内法

上記の項で抜き出したものを概観すると、全体に共通する性格、および、間切内法と各村内法の内容の違いがわかる。

全体を通じて、各規定の実効性は、科金、科錢、の規定によって担保しているものがほとんどである。「〇〇をしてはならない」という表現のものは、ごく一部で、ほとんどは「〇〇の場合、〇〇の科金」という形式になっている。徵収した科金がどのように管理されるのかは書かれたものは少ない。例外として「科米ハ道路修繕費又ハ八月十二日作毛ノ為祈願ノトキ費用ニ宛ツル」（伊平屋島各村内法）があり、この場合、村単位で運用された状況が想像できる。それと同時に用いられたとされるのが「原番札」（はるばんふだ）を通じた方法である。これは、違反者に札を渡し、札を持つものは監視者の役割を負うこととなり、次の違反者に札を引き継いでいく方法である。

間切内法は、例えば農地管理に関する条文であった場合、地方役人がいかにその管理を実行するか、また、その服務の上で過失怠慢等があった場合にいかなる罰則を課すか、そのような実務上の規定が中心である。一方で対象物の詳しい記述や村人の行為に関する記述は少ない。これに対して各村内法は、対象となる空間や物の種類を詳細に記し、主に村人の行為を規定していく条文が多い。間切内法の方が統治機構側の実務上の規定の役割が強いとすれば、各村内法はそのような上からの規定と集落共同体自体の自律的規範をオーソライズしたものの両者が混在、一体化したものとして性格を判断できる。したがって、環境保全規範を読みとるとすれば、各村内法を重点的に検討する必要がある。

#### （5）村内法と環境保全規範

本研究の課題に関連する村内法の項目の分類を再び列挙する。

- ①開墾、墓所、石穴等の無断造築の禁止 ②井泉管理（井泉にて穢物を洗い、塵芥野菜を散乱し、井泉の故障をなすことの禁止） ③山野管理（松、棕櫚等保全育成樹木の指定、蘇鉄育成管理） ④抱護林、防潮林等の育成管理 ⑤御嶽の尊重 ⑥道路等の管理と修理、⑦屋敷囲の保全修復 ⑧池、水路等の管理 ⑨農地の保全・管理、農作業の規定 ⑩漁業を営む場合の漁法や水域の規定

貢租負担に耐えられる集落の状態の維持という原則が貫かれており、特に農地関連項目にその意図が強く投影されている。井泉管理や山野管理等の保全領域に関わるものは、同様の統治上の意図が背後にあると同時に集落の自律性にもとづく規範の公定化、あるいは、自律性を統治のシステムに吸収したものとの解釈が可能な項目と考えられる。一方で、御嶽の尊重に関わる項目などは極めて即地的

な文言で構成されており、村落共同体自体のルールとしての起源を強く感じさせる。

各項目が上からのものか、土地に根付いたものかという解釈を一旦保留するとしても、これらのルールは王府時代から旧慣温存時代までの集落住民が従っていた「内法」であり、これをもとに日々の生活が律せられていた。すなわち、環境保全に関わる規範が存在したことを推定することができる。

村内法から読みとられる環境保全規範の特質を下記にあげる。

①山野、御嶽、海岸、井泉という保全すべき空間に関わる規範、道路、屋敷囲に関わる集落内の生活空間に関わる規範、農地や漁業水域に関わる生産領域に関わる規範という構成は、概ね各間切、各村に共通している。集落域全般を集落共同体によって保全し維持管理するための体系がつくられている。

②全域にわたって共通性が高いものは、周辺開発制御（開墾、墓所、石穴等の無断造築の禁止）、井泉管理、農地管理である。

③地域ごとで構成の差も見られる。島尻地域のものは、山野、海岸に関わる項目が国頭地域のものより少ない。これは先に述べた山原型集落と石灰岩台地型集落の空間構成の違いが反映したものと解釈することもできる。小離島の場合も珊瑚礁島嶼型集落の空間構成が反映しており、防潮林等についての項目から海岸部から集落部までの環境上的一体性が読みとることができる。

④国頭地域などでは屋敷囲の保全修復の規定がある。「明間」があればそれを埋めなければならないとされる。屋敷囲という各世帯単位の空間にまで村内法が立ち入っていることは、フクギの防風林のように個別の環境構成要素が連続することによって機能が發揮する実態をふまえたものと思われる。すなわち、私的領域に属するものを共有財産として位置づけるものである。

⑤大宜味間切のものや幾つかの離島のものをのぞいて、御嶽に関わる規定は意外に少ない。これは個別性が高いローカルルールが充分に掌握され「届出」がなされるには至らなかったものと考えられる。

## 資料2—1 村内法における環境保全環境項目の例（島尻地域で共通項目の多い小禄間切のもの）

### 小禄間切内法

第十二条 百姓地及地頭地請地仕明山野等許可ナク開地致スモノハ速ニ閉地サセ本人ハ一坪ニ一錢捉ハ坪数無構拾錢耕作当山当ハ一人ニ付キ武拾錢ツツノ科金申付候事

第十五条 每年春秋両度農事勝負トシテ田畠耕作及屋敷道路等ヲ検査シテ手後リノトキハ田畠屋敷ハ夫一人仕口ニ武拾錢道路ハ一間ニ一錢本人へ科金申付捉耕作等山等ハ其科金ニ拾分ノーツツ科金申付候事

第十六条 田畠原野ノ畦疇道路ト田畠トノ境界又ハ溝杯從前ヨリノ実跡広狭シ且ツ新タニ溝ヲ通シタルモノハ本人ハ五拾錢以上五円以下捉ハ拾錢以上式拾錢以下耕作当山当ハ一人ニ付キ武拾錢以上四拾錢以下ノ科金申付候事

第十八条 暴風雨ノトキ人家並田畠山野道路破壊ノ有無速カニ届出サルトキハ捉耕作当山当一人ニ付科金武拾錢ツツ申付候事

第十九条 役々ヨリ道路橋梁田畠印部土手等破損ノ場所修繕申付遅延スルトキハ捉耕作当山当一人ニ付キ武拾錢ツツ科金申付候事

第二十一条 松種子棕櫚種子檉種子ハ時節ニ相成候ハバ惣山当ニ於テ敷地検査ノ上薜入サセ又松苗モ全断植付サセ不行届村ハ捉耕作当山当一人ニ付キ武拾錢ツツ科金申付候事

第二十二条 蘇鉄苗植付不行届村ハ捉耕作当山当一人ニ付キ武拾錢ツツ科金申付候事

### 小禄間切各村内法

第五条 山野ヨリ茅秣草蘇鉄葉ヲ刈取ルモノハ原番札渡付前条手続ノ通り科金申付他村他間切ノモノモ前条但書同断

第六条 山野ヨリ生木又ハ下草等刈取ルモノハ所持物品並携帯器取揚ノ上式拾錢以上壹円以下ノ科金申付他村他間切ノ者ハ前条同断

第七条 山野茅毛田畠諸作毛ヘ牛馬聊爾致スモノハ原番札渡付前条手続ノ通り科金申付他村他間切ノ者ハ其牛馬引揚ケ武拾錢以下ノ科金徵収ノ上牛馬差帰シ候事

第八条 田方ヨリ魚ヲ取ル為メ網ヲ放テ諸作毛ヲ害スル者ハ十錢以上壹円以下ノ科金申付他村他間切ノモノハ其村屋番所ヘ引渡科金同断徵収候事

第九条 田畠ノ耕耘山野ノ諸土木苗植付ノ時怠惰ノモノハ科金拾錢ツツ申付候事

第二十一条 村屋ノ許可ナク小堀ノ飼魚ヲ釣リ又網ヲ放チ或ハ田畠ヨリ蛙ヲ取ルモノハ壹円以下ノ科金申付他村他間切ノモノハ該村屋番所ヘ引渡ノ上科金同断徵収候事

第二十二条 屋敷内ノ諸野菜葉物類ヲ聊爾スルモノハ五拾錢以下科金申付候事

第二十三条 官許ナク石穴ヲ開キ石堀リ取ルモノハ所犯ニ闇スル物品没収ノ上拾円以下ノ科金申付候事

第二十四条 許可ナク墓所造築又ハ区域ヲ広メ且無届修繕スルモノハ拾円以下ノ科金申付候事他村他間切ノ者モ同断

第二十五条 井泉ニ於テ穢物ヲ洗イ或ハ塵芥野菜ヲ散乱セシメ井泉ノ故障ヲ為スモノハ五拾錢以下ノ科金申付候事

第二十六条 牛馬ヲ野飼並道路ニ繫クモノハ科金武拾錢ツツ申付候事

## 資料2—2 村内法における環境保全環境項目の例（国頭地域で共通項目の多い金武間切のもの）

### 金武間切内法

第七十五条 田方ノ義ハ暑中ノ時分相耕シ不申ハ取実少ク年貢諸上納調兼百姓中可及難儀候間能々気ヲ付ケ下知方可念入候乍比上不下知ノ廉相見ヘ候ハハ頭御役衆御案内ノ上其科可召行事

第七十六条 畑方ノ義耕作方不念致候ハハ節々諸作モ出来兼疲ノ其候条屹度氣ヲ付ケ差引致シ耕方壅等行届候様下知方可致候自然職務大形之簾相見レ候ハハ頭御役衆御案内ノ上其科可召行事

第七十七条 蘇鉄ノ義ハ凶年ノ節飯料補ヒ大切ナル者ニ候間隨分念入村々毎年二月中迄ニ定数表植付サセ候様自然植付方不行届候ハハ下知方不念ノ筋候間頭御役衆御案内ノ上右同断

第七十八条 田方ノ義及乾水候テハ耕作方ノ支相成候間稻刈取次第則々前本堅固ニ塗堅メ水取留候様村々ヘ申付左候テ原々走廻リ不断下知方可致候乍比上不下知ノ廉有之候ハ科金武拾錢可申付事

第七十九条 棕櫚ノ義ハ公私ノ御用大切ナル品ニテ候間毎年時節不取違仕立方申付村耕作当ヨリ首尾申出候ハハ致跡見候様若シ大形ニ相見ヘ夫々不下知ノ廉モ有之候ハハ科金拾錢可申付候事

第八十条 大雨大風ノ節々早速下知人捉村耕作当一同原々田畠川面走廻リ致見分諸作毛其外風水損所有無ノ段地頭代ヘ相達頭役案内ヲ以テ首尾書相調田地御方ヘ差出候上損所ハ則々修補可申付候自然及延引候ハハ科金トシテ金拾錢申付候事

第八十一条 宿道脇道ノ義破次第修補申付就中春秋田地御巡回ノ節ハ別テ氣ヲ付ケ堅固ニ修補致サセ頭御役衆地頭代ヘ首尾可申出候若シ修補届兼御巡回ノ砌御沙汰ノ義共有之候ハハ科金武拾錢申付事ニ依テ其取扱ニ可及事

第八十三条 印部土手並名書牌文又ハ方切土手ノ義到テ大切ナル御仕置ニテ少シトテモ相破候テハ御沙汰ノ程モ不輕事候間間切中印部土手帳表春秋田地御巡回前相改メ修補サセ若シ印部石無之候ハハ地頭代ヘ相達シ頭御役衆案内ノ上調方可申付無其ノ義夫々不行届候ハハ科金武拾錢申付尤不下知ノ品ニ依テ重科ニモ及ブベク事

第八十五条 大風雨ノ節々早速山当一同山中走回リ致見分木ノ損失有無ノ段地頭代ヘ相達頭御役衆御案内ヲ以テ山奉行所ヘ首尾可差出候自然及延引候ハ、科金拾錢可申付事

第八十九条 材木ハ公私ノ御用難差欠至テ大切成果就中作毛ニ替リ數十年不経候テハ御用不相立事ニテ柚山仕立方御取締向等取分不念候テハ御用支ハ勿論百姓共及難儀候間能々気ヲ付夫々ノ下知方可入念候自然不下知ノ廉相見ヘ候ハハ頭御役衆御案内

之上其科可召行事

第九十条 木ノ義及憔悴候テハ唐船 船御用ノ役物木百浦添御普請御材木可相弁様不罷成百姓疲之其不大形材木ニテ候処間ニハ目前ノ利欲ニ迷右木ニテ砂糖クリ板同車木取調密々致商売候方モ有之由相聞得甚不然事ニ候間以来厳重取調可致自然締向不行届左様拔壳候段及披露候ハハ科錢壱円申付尤不締ノ依品重キ御取扱可及事

第九十一条 杉之義肝要成御用木殊ニ余ノ御用木ニ替リ早目ニ盛生御用相立候ニ付杉御仕立敷ノ内所柄見合手広穗差付候様下知可致事

第九十二条 唐竹敷之義草刈伐除明間之所ハ三年内ノ竹貳株三株ツ、葉植付候様尤若竹伐採候テハ憔悴之其候間公私共三年以上ノヨリ伐取候様分下知可致事

第九十三条 諸用木御仕立敷々ニ山奉行御廻見每仰渡通札立合置ヘキ事

第九十四条 楠センダン敷之義入念掃除致サセ候事

但六行春秋御廻見之トキ山奉行仰ニ其キ諸仕付方可成入念若不行届候ハ、不下知ノ廉ニ応シ其科可召行事

第九十五条 御仕立杉ノ内弥帆 木柄打カイ其他御用ニ可相立木ハ相記置御用入ノ節割付請取候様可氣付事

第九十六条 松大木之義素生能ク役物木ニ可相立木ハ悉ク取メ札相付御用木帳ニ載セ聊爾無之様厳重取締可申付事

第九十九条 柚山内ニ開地鬱金其外作職不致様厳重取締之事

第百条 御法度之材木伐取致拔壳候義嚴重取締之事

第百七条 百姓地及請地仕明山野等ヲ開地致スモノハ本人ハ壱坪ニ付壱錢捉ハ拾錢耕作当壱人ニ付式拾錢宛科錢申付候事

第百十条 每年春秋兩度山原勝劣トシテ山林仕立及田畠之耕作屋等ヲ検査シ愈リ手後レノ村方へハ本人ニ科錢申付候事

第百十一条 惣耕作當ハ各村ノ田畠ヲ巡査シ不行届之村ハ耕作當壱人ニ付科錢貳拾、申付候事

第百十二条 役々ニ於テ田畠印部土手山野印部土手他村他間切トノ境界土手巡査シ若シ切細メ又破損シアル者ハ事ノ輕重ニ応シ科錢申付他村他間切ノ者ハ其番所へ通知シ科錢微収候事

第百十三条 暴風雨之トキ人家並ニ田畠山野山林道路川面等破損之有無届出サルトキハ下知人捉耕作当山当壱人ニ付科錢貳拾錢ツツ申付候事

第百十四条 役々ヨリ道路橋梁田畠印部土手等破損ノ場所修補申付遲延スルトキハ下知人捉耕作当山当壱人ニ付科錢貳拾錢ツツ申付候事

第百十五条 每年旧十月朔日火用心竈廻トシテ役々並ニ各村下知人捉耕作当モ番所へ集会村分ケヲ以テ各村ノ家々竈屋數掃除巡査シ不始末ノ者ハ科鞭十五以上老体ノモノハ科錢申付候事

第百十七条 松棕柏其他種子ハ時節ニ相成候時ハ惣耕作當壱山当ニ於テ敷地検分ノ上蒔入サセ若シ不行届村ハ捉耕作當山当壱人ニ付式拾錢ツツ科錢申付候事

第百十八条 蘇鉄苗植付不行届ノ村ハ捉耕作當壱人ニ付式拾錢科錢申付候事

第百十九条 惣山当惣耕作ノ差図ナク唐竹ノ子蘇鉄株伐採候トキハ山当耕作當ハ貳拾錢以上壱円以下ノ科錢申付候事

## 金武間切各村内法

第八条 飼立畜類並ニ諸野菜其外諸作毛致聊爾候者多々有之今成ニテハ主々迷惑迄ニテ無之風俗ノ妨甚タ不可然事候条右躰之者ハ氣ヲ付捕付其咎申付候上親兄抱主村所へ引渡乍此上不相改者盜物又ハ其代米錢ニテモ親兄弟抱主村所へ申付候上当人ハ所払可申付尤モ内々差免者及露顯候ハハ糾方之上当人ハ不申及捉頭々ヘモ屹ト其取扱可及事

第十一条 村々地割之義段々被仰渡趣有之候ニ付家内々ノ厚薄ニ応シ一統無親疎記當置候ニ付毎年村々地割帳差出サセ持過不足ノ所能々吟味ノ上永々共少モ無親疎様可申付事

第二十条 宿道脇道ノ義破次第則々修補可致候及大破可テハ却テ手隙ノ費可及大分ニ候尤モ田地奉行御廻見節就中入念候様下知致可事

第二十一条 蘇鉄ノ義凶年飯料ノ補大切作物候間毎年二月中限り各定数高苗調以テ見分ノ上植付方入念サセ候様下知可致事

第二十二条 棕梠之義公私共至テ大切成品ニテ屋敷明間之所ハ植付サセ且種子蒔入ノ義村所用分所ニ相仕廻サセ候テ種子蒔入苗植付高ノ首尾惣耕作當ヘ可申出事

第二十四条 村抱護並屋敷廻明間ノ所ハ成合ノ樹木植付サセ候様下知方之事

第二十五条 潮垣明間ノ所ハ土用ノ節阿亘植付方入念サセ候事

第二十六条 猪垣通ヨシ植付サセ候事

第二十七条 山野境ヘ小松植付方間賦ノ通入念サセ候様下知方之事

第二十八条 村抱護苗松植付ヘキ所ハ気ヲ付毎年十一月中ニ植付サセ候事

第二十九条 山野松御仕立ノ義年賦ノ通苗植付種子蒔入候事

第三十条 松種子ノ義毎年寒露ノ節取調候様下知之事

右十一箇条嚴重知方可致不働之者ハ夫々科鞭又ハ科錢申付自然不行届候ハ、夫地頭捉与頭耕作當ヘ科錢貳拾錢ツツ可申付依事重キ御取扱可及事

第三十一条 耕作當ハ田畠ヲ巡査シ耕 手遅レ之場所ハ与中ヘ申付耕 サセ其賃錢壱人ニ付六錢科錢トシテ地持本人ヨリ徵收シ耕 者ニ相与候事

第三十三条 田畠山野之諸作毛芋カツラ甘蔗又ハ田畠ノ畦疇ヲ取崩スモノハ原番札ヲ渡付本日ハ貳錢次日ヨリハ六厘ノ科錢申付犯人取押ヘサル間ハ廿日毎ニ重科トシテ拾錢申付犯人取押ルトキハ該札ヲ其者ヘ為渡差免候事

但他村他間切ノ者ハ貳拾錢ノ科錢申付証文ヲ入レサセ該村役場番所へ渡シ科錢徵收候事

第三十四条 山野ヨリ茅秣草蘇鉄葉ヲ刈取者及田畠畦疇ヨリ秣草等聊爾スルモノ貳錢之科可申付原番札ヲ渡付前条手続ノ通他村他間切ノ者モ同断

第三十五条 山野林ヨリ生木並枝葉枯木唐竹竹ノ子蘇鉄ヲ伐採又ハ下草等ヲ刈取ル者ハ式銭ノ科銭申付原番札渡付前条手続ノ通他村他間切之者モ前断

第三十六条 山野カヤ毛田畠諸作毛ヘ牛馬聊爾致スモノハ牛馬引揚置式銭ノ科銭申付原番札渡付前条同断他村他間切ノ者ハ尚又飼草料上納致候上牛馬差帰候事

第三十七条 魚ヲ取ル為メ網ヲ打田方ヲ荒スモノハ科銭申付他村他間切ノ者ハ証文ヲ入レサセ候事

第三十八条 山及道路土手垣等ノ払除修補ノトキ人足ニ出ラサルモノハ科銭六銭申付候事

第三十九条 田畠ノ耕 山野ニ諸上木苗植付ノ時耕作当及頭ニ於テ巡廻又ハ下知ノ際怠慢ノ者ハ科鞭又ハ科銭申付候事

第四十条 地人中ニ於テ貢租其他上納物未納致ストキハ掟頭ニテ本人拒ミ又ハ不在ト雖トモ直ニ作毛家財畜類引揚ケ壳払未納ニ差向ケ残余アレハ本人ニ返付若シ不足ヲ生スルトキハ妻子ヲ為壳親類ニ及ホシ夫ニテ不足与中村中間切中ニ及ホシ但以後未納ノ患アルモノハ現地引揚他へ掛替候事

第五十六条 屋敷内諸植付モノヲ聊爾候者ハ科銭拾銭申付候事

第五十七条 田畠原野ノ畦疇及道路ト田畠トノ境界又ハ溝杯ノ從前ヨリノ実跡ヲ取細メタルモノハ科銭式拾銭申付候事

第五十八条 私ニ石穴ヲ明石掘リ取ルモノハ科銭拾銭申付候事

第五十九条 私ニ墓所造築又ハ区域ヲ広メ居ルモノハ科銭申付候事但他村間切ノ者モ同断

第六十条 井泉ニ於テ汚物ヲ洗ヒ域ハ塵芥野菜ヲ散乱セシメ井泉故障ヲ顧ミサルモノハ科銭申付候事

第六十八条 地境並宿道田方阿ブセ切取者科策拾ツツ申付候事

第七十六条 嶽々ヘ牛馬跡入候得ハ主人ニ神ノ御咎目有之候 是ヲ殺シ候者於有之ハ科銭四円申付候事

第八十五条 渡唐船 船馬艦船御修補御作事御用 木其外向々不図御入用ノ御材木又ハ村共有船作事用 木袖取方ニ山留リ之砌豚羊ヲ殺シ候向モ有之由此儀若輩又ハ下々ノ者共ノ致方ニテ 競親兄抱主又ハ役々共ノ常ニ下知方大形ノ筋相見得如何ノ至リ候条以来右体ノ仕向曾テ無之様嚴重可加下知候若違犯ノ向モ候ハバ村所親々並夫地頭掟役々共式拾銭ツツ科銭可申付事

第九十条 百姓地頭地割替年期ハ田ハ五年畠ハ拾ヶ年ヲ一期ト予定スルナリ

第九十一条 右地所ヲ割替スル場合ハ村下地人掟以下人民中吟味ヲ以テ地割ヲ定メ家々人数ノ多少見合シ式人五分前以下ヲ請取ラシムル事

第九十二条 人民屋敷分配方之儀壱屋敷ヲ八拾九坪ト定メ持過之方ハ叶米ヲ出サシメ不足ノ方ヘ返戻セシムル事

第九十四条 田畠作物ヲ窃盗スルモノ且ツ牛馬ヲ踏入残害セシモノハ罰札ヲ下附シ面  
シテ後犯者出来サル間ハ毎日科金トシテ六厘ツツ取立テ之レヲ村役場ニ納メ置キ原勝劣ノ際支配ス  
但非常ノ大盗人ハ此限ニアラス尤勝劣期限ハ毎年四月八月兩度ナリ

第九十五条 猪垣之儀持地ニ分配シテ以テ修繕セシム而シテ垣構ヲ設ケ置キ時々巡視セシメテ破壊所アルトキハ則々捕付其垣毫間ニ金五錢ツツ科金ヲ取立テ村役場ニ納メ置キ何歟戸主惣揃之際支配ス右構ハ壹年勤ニシテ米壹斗式升五合ヲ給与シテ人民一同之撰定スルモノナリ

### 資料2—3 村内法における環境保全環境項目の例（比較的独自の項目の多い間切、島のもの）

#### 大宜味間切津波村内法

壱日ニ科米參合宛

附

- 一 他人ノ田畠ヘセーガニ、田ンナ魚小類ノ出物取得方トシテ踏入作ヘ致怪我候者ハ前条同断之事
- 一 他人畠方ヨリ唐芋カツラ壱本ニテモ刈取又ハ畠外ニテモ參本以上刈取候者ハ前条同断之事
- 一 他人ノ原ヨリ草刈ノ砌草ニ唐芋カツラ而已ナラズ諸作毛ノ壱翠ニテモ入交刈取候者ハ前条同断ノ事
- 一 唐芋カツラ各原境目ヨリ越入候等者刈取候者ハ前条同断ノ事

#### 大宜味間切（塩屋、古前田、田港、渡野喜屋）四ヶ村内法

左之ヶ所ヲ犯シタル者ハ一日ニ付金壱錢五厘ヲ科ス

- 一 他人之原ヘ踏ミ入芋盜取者
- 一 同耕地ノ内ヨリイモカツラ盜取者

#### 大宜味間切根呂銘村内法

第三条 同上棕櫚皮並棕櫚苗盜取ルモノ

第四条 同上芭蕉盜取ルモノ

第五条 同上烟草苗盜取ルモノ

第六条 同上蘇鉄ノ実並同葉刈取ルモノ

第七条 テサガ御嶽並上ノ川御嶽ヘ出入スルモノ

第九条 村抱護並汐垣ヘ牛繁置クモノ

第十一条 稲植付後チヨリ刈取ノ間他人ノ田方ヨリサイカネ捕獲ノ為メ踏入ルモノ

第十二条 他人ノ作物アル田畠ヘ牛放入作物ニ害ヲ為スモノ

第十三条 内法札受渡ノトキ双方紛議ヲ引起シ村方ヘ申出ツルトキ落度ノ方ハ過金壱円宛徵收候事

右第一条第十三条ニ至リ違犯ノモノハ内法札過金トシテ日ニ金壱錢宛徵收候事

#### 大宜味間切（大宜味、饒波、大兼久）三ヶ村内法

- 一 他人ノ芭蕉敷内ヘ牛ヲ繁キ置クモノ
  - 一 同上蘇鉄畠牛ヲ繁キ置クモノ
  - 一 饒波川字三チヤ又口ヨリ下ノ川面ヘ牛ヲ繁キ置クモノ
  - 以上ノケ所逆モ繩ヲ切り踏入又ハ耕作ノ場合中休憩ノ為メ暫時繁キ置くモノハ其限リニ非ラス
  - 一 他人ノ甘蔗又ハ芋蔓ヲ刈取ルモノ
  - 但芋蔓ハ五筋以上トス
  - 一 同上甘蔗ヲ盗ミ折ルモノ
  - 一 同上芭蕉葉ヲ刈り取ルモノ
  - 但芭蕉葉ハ五葉以上トス
  - 一 其他々人ノ諸作物ヲ盗ミ取ルモノ
- 前条ノ各点ニ違犯スルモノハ日過金壱錢ツツヲ徵収ス

#### 大宜味間切喜如嘉村内法

- 一 他人ノ諸作物盜取又ハ損害ヲナスコト
- 一 川アモト並汐垣道路破壊ヲナスコト
- 一 川アモト並汐垣ヨリ竹及アタン其他諸木漫ニ伐採スルコト
- 一 道路並木山野筋々立木漫ニ伐採スルコト
- 一 村抱護々タヨリ諸木大小拘ハラズ伐採スルコト
- 一 ウカミ山ヨリ諸木大小拘ハラズ伐採スルコト
- 一 ウカンハイク山松禁止敷ヨリ松木伐採スルコト
- 一 川アモト並汐垣又ハ他人ノ田方桃畠本蘇鉄畠ニ牛馬繁置候コト
- 一 他人ノ諸作物ニ牛馬ノ損害ヲナスコト
- 一 他人ノ本蘇鉄ヨリ松木ヲ伐採スルコト
- 一 ウカン筋開墾地跡松仕立ヨリ松木伐採スルコト
- 一 村諸抱護並ウカミ山汐垣ヨリ木葉刈取ル事

右箇条書之通禁止シ若シ違背ノモノハ締札ヲ渡壱日金壱錢ツツノ科金ヲ申付候尤モ右金收入方ハ一ヶ年式期ニテ収納シ村中各与々ヘ相渡シ与々ニ於テ配当致候事

#### 大宜味間切（親田、見里、屋嘉比）三ヶ村内法

- 一 他人ノ諸作物ヲ盜ミ取ルモノ
- 一 川面ニ牛繁キ置クモノ
- 一 牛ノ他人ノ諸作物ニ害スルモノ
- 一 田方ニ稻植付後田魚及セー等ヲ取ル為ニ田ニ踏ミ入ルモノ
- 一 締札ヲ渡時ニ両方ダンバン致シ村吏員親々集会ノ上勝負ヲ決シ一方ノ負ケシ方ハ金弐円ノ科金ヲ徵収候事
- 一 右点々ニ違犯スルモノハ一日ニ科金壱錢ツツ微収候事

#### 久米島仲里、具志川両間切諸事取締旧慣内法

##### 総則

- 一 各村構ノ山野ヲ焼失シ田畠ノ植物ヲ損害シタル者ハ掟目差山等耕作ニ於テ見出サルトキハ右役タヨリ科米ヲ徵収スルモノトス

##### 科定目

左ニ掲クル諸件ニ違背シタル者ハ科米トシテ米五斗以下米一升以上処分スル者トス

一の三 田野ノ植物ヲ窃取シタル者 但盜物現存シタルトキハ所有主ニ返還セシム

四 家畜類ヲ窃取シタル者 但右同断

六 共有溜井ノ堤防ヲ破壊シ又ハ自己ノ田圃ヘ引用シ及ヒ他人ノ田圃ヨリ引用シタルモノ

七 水道當巡回ヲ怠リ違背者不穿鑿ノ行為アル者

廿一 牛馬ニ持主ノ姓名札ヲ付セス又ハ繁留セス山野高地ニ放飼シタル者 但田畠ノ作物ヲ喰荒シタルトキハ其所有主ニ賠償セシム

廿二 牛馬ノ子ヲ田畠ニ放チタル者

廿三 邸宅内ニ牛馬ヲ飼置カサル者

廿四 稲ノ苅方ヲ鹿末ニシ又ハ蜀黍等ノ穂ノ実ヲ摘ミ採リタルモノ

廿五 踏肥堆肥ノ材料ヲ採集堆積セス及總テ壅取扱ヲ等閑ニ心得タル者

廿六 桧山並ニ山野内繩火ヲ持入り又ハ焼失セシタル者

廿七 桧山山野ノ竹木及間切村仕立ノ諸竹木ヲ濫リニ伐採シタル者 但伐採シタル竹木ハ没収シタル上松杉杉檜椎櫻（イク）（イヂヨ）（シンタン）（竹）ハ一本ニ付五合以上五升以下ノ代米ヲ賠償セシム

廿八 浜岸ニ沿タル風潮際ノ竹木ヲ伐採シタル者

廿九 届ナク林中へ炭竈ヲ設タル者  
三十 松木ノ片割ヲナシ又ハ諸木ノ皮ヲ剥キ取りタルモノ  
右旧間内法ヲ更正シ両間切同一ニ施行致度候也  
明治廿年十月 具志川間切 地頭代 上江洲 智直  
仲里間切 地頭代 喜久永 盛秀

渡嘉敷間切内法

第十条 暴風雨ノ節ハ人家田畠山野道路破壊ノ段申出タルニ惣耕作当山当等閑ニシタル時ハ科金貳拾錢申付候事  
番所ヨリ各村取締ノ作  
第十七条 暴風雨ノ時人家並田畠山野道路破壊ノ有無届出テサルトキハ掟耕作当山当壱人ニ付科金貳拾錢ツツ申付候事  
第十九条 松種子時節ニ相成候ハバ惣耕作等ニ於テ敷地検見ノ上蒔入サセ不行届ノ時ハ惣山当科金貳拾錢ツツ申付候事  
第二十条 蘇鉄苗植付不行届ノ時ハ掟耕作当壱人ニ付科金貳拾錢ツツ申付候事  
田畠山野取締ノ作  
第二十一条 耕作当ハ田畠ヲ巡視シ耕作手後ノ場所ハ与中ヘ申付耕作サセ其賃金一人ニ付貳拾錢科金トシテ申付地持本人ヨリ  
徵収シ耕作者ニ相与ヘ候事  
第二十二条 田畠ノ耕作諸土木ノ仕立ニ耕作当頭タノ指揮ヲ受ケサル者田畠ハ壱円以上貳円以下諸土木ハ貳拾錢以上四拾錢以  
下ノ科金申付候事  
所俗取締ノ作  
身壳人及慣合金畜類壳金取締ノ件  
第三十三条 他間切ノ者間切廻ノ海ヨリ漁業又ハ貝類取ル者見當補付候ハバ壱円以上五円以下該ノ村役場ヘ引渡ノ上科金徵収  
候事  
山林内法施行ノ儀ニ付願 「 」 内ハ朱書  
一 山林伐木之手続  
松木ハ廻ノ大小ヲ問ハス伐採禁止何願入用ノ節ハ下知役之許可ヲ受クヘシ猥ニ伐採スル者ハ内法ヲ以テ過金申付候事 但シ雜  
木ハ人民勝手ニ伐採差許シ候事「樹木伐採ノ節三尺廻以上ニ及フモノハ出願ノ上県庁ノ御許可ヲ受三尺廻未満ノ分ハ地頭代免  
状ヲ以テ伐採可致之レニ背ク者ハ第三項盜伐者同様ノ処分致可シ 但全島日料ノ薪木用雜木三尺廻未満ノ分ハ此ノ限ニアラズ」  
一 松種苗木採植手続  
秋分ノ節種取寒露ノ節下草焼払播入苗木敬馬執ノ節植付候事  
「但播植方節季相後候村ハ敷地坪數ニ拘ワラズ過錢五拾錢一切播植不致村ハ過錢壱円徵収ス」  
「一松薪木並ニ明松其他雜木盜伐候者ハ後盜伐候迄ハ日ニ六錢ヅツ過錢徵収ス尤三ヶ月間に至リ犯者不見当ノ節ハ一時ニ過錢  
三円徵収ノ上放免且盜伐木ハ取揚ノ上公壳ヲ以テ代価ハ未項ノ通り過錢同様山林仕立費ニ支払候事  
但盜犯人過錢納入ヲ拒ムカ或ハ無資力ニテ完納スル能ハサルトキハ親戚又ハ与中抱主エモ弁セ候事」  
一 山方役ノ山林取扱並船舶改方之手続  
毎月一日ト十五日ニ巡視養生方申付伐採ノ節ハ下知役免状ノ通惣山等見分可致候尤船舶改方ハ惣山当並村山当ニテ取扱候事  
「一惣山当並村山当毎日番所へ出張五日越手配ヲ以テ巡視仕候事  
但不行届廉有ノ節ハ過錢五拾錢徵収ス  
一伐木ノ節ハ前条地頭代免状ノ通惣山検査ノ上差許候事 但右同断  
一各村共有船航海ノ節津口手形ノ通前各同断  
一各村山当ハ山分ケヲ以テ見締サセ候事 但惣山当方巡視ノ砌不締ノ廉有之候ハバ過錢五拾錢徵収ス」  
一 每年春秋地頭代捌庫理山林巡視仕候事  
但事由ナク巡視相欠候方ハ役々協議ヲ以テ五拾錢以上ノ過錢徵収ス」  
一 山焼処分方  
焼山ノ多少ニ応シ過錢申付候事  
一一焼山壱坪ニ付過錢三錢ヅツノ事  
但目通二尺廻以上ノ松木其他雜木有之場所ハ木数ノ多寡ニ拵リ其都度役々協議ノ上過錢徵収ス  
一 前条ニ関スル過錢每年七月に限徵収ス地頭代封印ヲ以テ番所ヘ積置役所長御許可ヲ受山林仕立入費ニ支払仕候事」  
右ハ当島山林ノ義近來衰頼ニ及是迄ノ内法ニテハ取締向不充分ニ有之客年乙第三十七号御達ニ拵前顯朱書ノ通刪徐更正之上係  
吏員一同討議決定候ニ付御認可相成度這段候也

明治十八年九月十一日

渡嘉敷間切渡嘉敷村掟 松本 栄  
全間切阿波連村掟 金城 堅二  
全間切前村掟 桃原 美牛  
全間切大掟 友寄 芳松  
全間切首里大屋子 古波藏 蒲登  
全間切夫地頭 大喜増 源一  
全間切惣山当 白元 茂  
全間切地頭代 德平 豊登

沖縄県令 西村捨三殿

指令八百五十八号

書面願之趣許可候事

明治十八年九月廿一日

沖縄県令 西村 捨三

座間味間切内法

田畠へ牛ヲ放チ諸作物輕我為致候トキハ損亡高見込ヲ以テ牛主ヨリ作物主へ弁償セシメ候上後犯者見付候迄一日金六厘ツツ科料ヲ徵ス

但科料支配ノ儀ハ毎年四月虫払ノ為人民中浜ヘ惣揃ノトキ諸費ニ充ツ

粟国島内法

第十二条 村内道路毎月一日十五日掃除不致モノハ一坪ニ付金六錢ノ科銭

第十五条 他人ノ仕立タル芭蕉唐苧ヲ盗取りタルモノハ多少ニ拘ワラス金壱円ヨリ多カラス金弐拾銭ヨリ尠カラサル過金ヲ申付ケル

但芭蕉ノ葉モ本条ニオナジ

第十六条 井泉近傍ヘ大小便致シ或ハ牛馬ヲ繫クモノハ金式銭以上壱円以下ノ科金

第二十五条 畑方印部土手及積立石相破候者ハ即々修繕致サセ候上金式拾銭以上式円以下ノ科銭

但屋敷内並ニ畠方ニ設置ノ土手切崩候節ハ其屋敷主及畠主本文ノ処置ヲナス

第二十六条 耕作当ニ於テ時々前条印部土手巡視致シ破損所有之節ハ速ニ修繕可申出

若シ延引スルトキハ壱円以下弐拾銭以上ノ科銭

第二十七条 土手敷踏荒シ又ハ下草剥取候モノハ壱円以下弐拾銭以上ノ科銭

第二十八条 麦粟黍並豆類又蕃薯其他諸野菜盗取候者ハ員数ノ多寡ヲ不問男女共科金參円四拾銭以上申付候上ハ重浜ヘ日晒八日以内三日以上ノコト

但童子共麦豆ノ類刈取焼喰候者ハ四拾銭以下弐拾銭以上ノ科銭

第二十九条 蕃薯ノ葉摘取ルモノハ科銭六錢

但流刑人ハ科鞭五ツ可召行候

第三十条 諸作毛ノ中ヨリ踏通候者又ハ牛馬牽通リ候砌諸作毛些少ナカラモ喰ヒサセ候者ハ式厘日原廻リ申付候事

第三十一条 庭鳥人ノ作物聊爾致シ候ハバ其主科銭六錢申付候事

第三十二条 通行ノ便利ヲ好ミ他ノ畠ヨリ踏通り候者耕作当ニ於テ見付候ハバ科金拾銭申付式厘原廻ノ者見付候ハバ原次為致候事

但通路不宜所ハ其畠主科金拾銭

第三十三条 牛馬ヲ山野放置諸作毛ニ聊爾為致候者ハ六拾銭ノ科金申付且繩切れ牛馬モ右同断

但式銭ノ原廻リニ被見付候ハバ原次為致候事

第三十四条 牛馬飼方ニ付其場主居ナカラ不氣付ニテ諸作毛聊爾為致候モノハ科鞭五ツ相行候コト

第三十五条 蕃薯堀取跡ヘホクルメ蕃薯生立候トキ主ヨリ印部差置候ニモ不拘之ヲ刈取ルモノハ式銭原廻申付

第三十八条 羊放飼候者ハ現羊引揚ケ科金四拾銭相納候節差帰シ候事

第三十九条 原廻之者原次ノ砌リ乍越度口能ヲ構耕作糾或ハ惣耕作主取糾申出候節ハ取糾ノ上越度ノ者四拾銭ノ科金申付候事

但此場合ハ原廻ノ儀耕作当ヘ引揚候事

第四十条 牛馬羊道路繫置往還ノ支障ニ相成候モノハ科金式拾銭申付候事

第四十一条 屋敷内諸野菜作立サルモノハ耕作当見出次第科鞭十以下相行候事

第四十二条 蘇鉄葉並ニスキカヤ刈取ルモノハ式銭原廻申付候事 但麦豆ノ類持越ニ付カンスナ用及苧カツラ印部用且道路差障候分ハ此限アラス

第四十三条 蘇鉄実ノ儀ハ毎年旧八月耕作方ヨリ通知次第可取入若自儘ニ取入ルモノハ科金壱円以下五拾銭以上申付ル

但蘇鉄及蘇鉄実盗取ルモノハ科金五拾銭以上三円以下申付候上ハ重浜八日間日晒ノコト

第四十四条 蘇鉄伐取候後其高ツメ山残置候ヲ盗取ルモノハ科金拾銭但壅用ニ大分畠方盜入レ候者ハ科金式拾銭以上六拾銭以下申付候事

第四十五条 蘇鉄シン伐取ルモノハ科金四拾銭又童子共徒ラニ折捨候モノハ科金拾銭申付候事

第四十六条 蘇鉄枯葉刈取ルモノハ科金六錢

第四十七条 原出ノトキ持運ハサルモノハ科鞭五ツ或ハ科金六錢申付候事

第四十八条 サル浜ヨリハアコブマテ溝浚不行届ノ方ハ科金四拾銭申付候事

第四十九条 磯辺土帰シ石及ヒイサ子ツナウ其他ノ森土帰シ石割取ルモノハ科金式拾銭以上壱円以下申付

第五十条 クワンノロノ上ヨリミナト原迄蘇鉄敷ヨリ砂堀取ルモノハ科金拾銭以上四拾銭以下申付 但南ノ御獄ヨリ渡地原迄ノ畠ヨリ砂堀取ルモノハ本文ニ準ス

第五十二条 山野ヨリ土掘取自分ノ畠ヘ入レ候モノハ科金拾銭以上六拾銭以下申付

第五十三条 山野ヨリ下草剥取ルモノハ科金六拾銭

第五十四条 畠方アブシ石取崩シ或ハアブショリアツレ土添テ鋤取ルモノハ拾銭以下六錢以上ノ科金申付候事

但牛馬飼用ニ付アシツレ葉計刈取候分ハ本文ノ限リアラス

第五十五条 道路敷切細メ畠ニナシ候モノハ科金壱円申付候事

第五十六条 原道又ハ村内ノ道路小石散乱シ往来ノ障礙ヲナスモノハ科鞭五ツ或ハ科金六錢

第五十七条 百合草ノ芋道路ヘ捨置クモノハ科金拾銭以上四拾銭以下申付

第五十八条 畑方ノ小溝イフ相疊ルモノハ科金六錢  
第五十九条 畑方及ヒ蘇鉄敷境目混乱双方紛議ヲ生シ主取糺申出候節ハ糺方ノ上越度ノモノ科金五拾錢以上六円以下申付  
第六十条 春秋役々廻り見ノ節原マ並ニ道路小溝等荒ミ置候モノハ一坪ニ付科金三錢 但構ノ本耕作当ハ九拾錢宛原構ノ耕作ハ六拾錢宛科金申付候事  
第六十二条 御嶽々ヨリ諸木伐採スルモノハ貳拾錢以上壹圓以下ノ科金申付候事  
但枝葉刈取ルモノハ拾錢以上六拾錢以下  
第六十三条 御嶽々ヘ牛馬ヲ繋クモノハ科金拾錢以上貳拾錢以下申付候事  
第六十四条 御嶽々ノ枯木及ヒ枯アタン葉ハ番所薪木用ニ充ツヘキ筈ニ付之ヲ伐採スルモノハ科金拾錢以上三拾錢以下申付候事  
第六十五条 御嶽々ノ側及ヒ坂成ノ所我儘ニ切込畠作仕候モノハ科金貳円申付候事  
第六十六条 アタン伐採スルモノハ壹圓ニ付科金貳錢貳錢葉刈取ルモノハ三尺丸キ壹圓ニ付科金三錢  
第六十七条 ミナト原ヨリヤシキ原迄ノ磯辺ヨリ砂掘取ルモノハ科金拾錢  
但浜崎ヨリクワノウ前迄本文同断  
第六十八条 南ノ御嶽ヨリ渡地下リ口迄砂掘取ルモノハ科金貳拾錢以上四拾錢以下  
但錢浜モ本文同断  
第六十九条 ヲクノ森ヨリナクキ掘取ルモノハ科金貳拾錢以上四拾錢以下  
第七十条 塩垣中垣我儘ニ切除キ候モノハ科金貳拾錢以上四拾錢以下  
第七十一条 御嶽猥リニ出入スルモノハ科金拾錢以上貳円以下  
第七十二条 御嶽々ノ側ヘ繩ヲ提ケ候者及ヒ血染繩干候者科金拾錢以上貳円以下  
第七十三条 御嶽ノ前ニ於テ牛馬羊抔殺シ候者科金五拾錢以上貳円以下

#### 渡名喜島内法

第二条 田畠ノ境ヲ切取自己ノ田畠ヲ広ムル者同上  
第三条 蘇鉄ノ葉刈取候者同上  
第四条 牛ヲ放シ諸作毛損害セシムル諸科科金貳拾錢損亡高ハ主方ヘ差帰セシム

#### 伊平屋島内法

##### 伊平屋島各村内法

第四条 他ノ作毛刈取モノハ後犯者捕付候迄ノ間一日科米壹合ツツ徵収ス  
第五条 牛馬ヲ放シ諸作毛損害セシムルモノ同上  
第六条 他ノ田水ヲ横流セシメ自己ノ田方ヘ灌入ルモノ同上  
第七条 他ノ蘇鉄並同葉伐採スルモノ同上  
第八条 塩垣ニ牛馬ヲ繋クモノ同上  
第九条 塩垣伐採スルモノ同上  
第十条 田畠ノ畦切取モノ科米一升徵収ス  
第十一条 田畠ノ余地開墾スルモノハ閉メサセ候上科米三斗以下五升以上徵収ス  
第十二条 男女共原出ノトキ壅持運ハズ自ラ通行スルモノ科米一升徵収ス  
第十三条 村内道路毎月朔望掃除スペシ若シ違背ノ者ハ科米一升徵収ス  
第十四条 科米ハ道路修繕費又ハ八月十二日作毛ノ為祈願ノトキ費用ニ宛ツルモノトス

#### 鳥島内法

##### 島中取締ノ件

第四条 上納硫磺ハ勿論掘増硫磺掘取方ノ義ニ付同角異変等ニテ各当前ノ分堀取ラスルモノハ科米壹石申付候事  
第五条 上納硫磺ハ与人壹人船筑壹人佐事壹人船方七人年々先縁ヲ以テ回送仕候事  
第六条 当島海中ヨリ他島他間切ノ者屋久貝ヲ取ルモノハ禁止申付候事  
第八条 前数条ノ科米ハ山林原野道路修繕費ニ宛ツ